

平成22年3月17日(水)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋隆義
3番	熊谷祐子	4番	西岡一成
5番	庄田昭人	6番	森 治久
7番	棚橋敏明	8番	広瀬武雄
9番	松野藤四郎	10番	広瀬捨男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井千尋	14番	清水 治
15番	山田隆義	16番	広瀬時男
17番	若園五朗	18番	星川睦枝
19番	藤橋礼治	20番	小川勝範

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	豊田正利
教育長	横山博信	企画部長	奥田尚道
総務部長	新田年一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤脩祠
福祉部長	石川秀夫	都市整備部長	福富保文
調整監	水野幸雄	環境水道部長	河合 信
会計管理者	広瀬幸四郎	教育次長	林 鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長兼 監査委員事務局長	鷺見秀意	書記	棚瀬敦夫
---------------------	------	----	------

開議の宣告

議長（小川勝範君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4 番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

4 番（西岡一成君） おはようございます。改革の西岡一成でございます。

私は、3 点にわたって執行部に質問をさせていただきたいと思えます。

まず 1 点目は、2 . 25 厚生労働省健康局長通知について、2 点目は消費者行政について、3 点目は認定こども園についてであります。以下、質問席で質問をさせていただきたいと思えます。

まず 1 点目でございます。20 年の 12 月議会で、私は禁煙対策について一般質問をして以来、21 年の 3 月議会、同年 9 月議会と 3 回の一般質問を行ってまいりました。今回は 4 回目でございます。大体一つのテーマで 4 回も続けて質問するなんてことは、私は土地開発公社の事件以来のテーマなんですね。ということは、それぐらいこの問題というのは我々の命と健康にとって大事な問題だと考えているからであります。

たばこの害につきましては今さら言うまでもありません。肺がん患者の 72% がたばこを吸わなかったならば罹患しなかった、こういうお話も申し上げてまいったところでもあります。そして、喫煙は嗜好の問題ではなく、ニコチン依存症の病気であり、治療が必要だということも訴えてまいりました。これまでも繰り返し申し上げてまいりましたとおり、たばこ規制枠組条約第 8 条と、そのガイドラインの実行期限がことしの 2 月までとなっております。その期限が迫る中、日本政府は 2 月 25 日、厚生労働省健康局長名で、各都道府県知事、保健所設置市、特別区長あてに健発 0225 第 2 号として「受動喫煙防止対策について」との通知を出したところでもあります。その内容につきましては、詳細についてまだ御存じのない方もおられると思えますので、まずは執行部の方からその内容について御説明をいただきたいと思えます。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） それでは、議員が御指摘いただきました厚労省の健康局長の通知については、先ほどお示しいただきましたとおり、受動喫煙に関するものでございます。その中で、健康増進法第 25 条で、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展

示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多くの者が利用する施設が管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと定めております。これを受けまして、平成15年4月30日付で、その防止対策について必要な措置の具体的な内容及び留意点を示しました。しかし、昨今の受動喫煙を取り巻く環境の変化によりまして、厚労省は、先ほど議員お示しいただきました22年2月25日付で通知をし、今後の受動喫煙防止の基本的な方向性について示したものであります。そこで、今回この要点についてまとめましたので、その概要を読み上げさせていただきます。

まず1点目、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で全面禁煙が極めて困難な場合などにおいて、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとしております。また、屋外であっても、子供の利用が想定される公共的な空間では防止のための配慮が必要であるとしております。

次に、受動喫煙防止措置の具体的な方法としまして、全面禁煙は受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙するべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し、周知を図るとともに、来客者などにも理解と協力を求めるなどの対応をとる必要があるとし、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいとしております。

また、全面禁煙が極めて困難な場合の例でございますが、施設管理者に対して、当面の間、喫煙が可能な区域を設定するなどの受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求めています。この場合においても、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れないようにすることはもちろんである。また、適切な受動喫煙防止措置等を講ずるよう努める必要があるとしております。

その他の関係もございまして、受動喫煙防止を実効性をもって継続的に推進するために、社会全体として受動喫煙防止対策に取り組む機運を醸成するなどが重要である。このためにもこの通知を幅広く周知し、理解と協力を求めるとともに、たばこの健康への悪影響や禁煙を促す方法などについて、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行うなどの対策を進めていく必要があるとも示しております。

以上、概要をまとめました報告とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、概要をお示しいただいたわけでありましてけれども、実はこの健康局長通知の内容なんですけれども、要するにたばこ規制の枠組条約の附属文書の中では、さらに

各締約国下に対して具体的な提起をされております。というのは、この附属文書の「受動喫煙からの保護のための原則と用語の適切な定義」、「原則」というのがあるんですけども、その原則の3に、人々を受動喫煙から守るには法律が必要である。自主規制による禁煙対策は効果がなく、十分な保護が得られないことが繰り返し示されている。効果的な対策を行うためには、法律はシンプルで明確な施行可能なものにする必要がある、こういうふうに書かれております。

さらに、附属文書の「執行」というところに「遵守義務」というのがあるんですけども、それには、実効のある法律には、影響を受ける企業と個々の喫煙者に禁煙の遵守義務を負わせ、違反した場合は企業と恐らく喫煙者に罰則が課されるようにする必要がある。普通は企業に絞って強制措置を実施すべきである。この法律では、その施設の管理に責任がある所有者、管理者に遵守義務を負わせる必要がある。そして、それらの者が行うべき義務の内容を明示する必要があるということで、4点にわたってその義務を記されております。

さらに「罰則」というのがあって、この法律では違反に対して罰金などの金銭的罰則を取ると明示すべきである、こういうふうに附属文書の中ではうたっておるわけなんですね。

そのことと先ほどの通知を比べてみるとどこが違うかということ、法的な根拠、そして罰則規定、こういうものが抜けておるんですね。こういうところが実は、日本のたばこの規制に関する態度というものが世界から見て大変おくれしておると言われるところなんですね。これは通知ですよ、健康局長通知なんですね。だけれども、その中でも枠組条約の締約国として2月末までに何らかの具体的な遵守をしなければいけないという中で、この通知の内容になったわけがあります。しかしながら、世界的に見ると大変おくれたものなんですけれども、先ほど部長に概略を紹介いただいたように、今までよりもさらに前進していこうという内容になっております。先ほど言われましたけれども、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいと。やはり官公庁というのは指導する機関でもありますから、全面禁煙を指導しながら自分の庁舎の中で、あるいは学校施設の中で、学校は中は全面禁煙になっておりますからそれはいいんですが、その近くの道路に出て生徒が先生のたばこを吸っておるのを見ると。そういう状況ではないと。それでは指導にならないわけですね、見逃しては。ですからそういう意味では、この施設・区域における受動喫煙防止策という基本方向については前進をしていると思います。その他のこの通知の中でも、平成15年度より株式会社日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の生活衛生資金貸付の対象として受動喫煙防止施設が追加をされると、こういうこともこの通知の中には書いております。したがって、飲食店、旅館等の生活衛生関連営業者に対してもこの通知を周知するということが書かれております。

そこで少し聞いておきたいんですけども、この中のその他で、1、2、3とかあるんですけども、禁煙支援の保健指導、分煙方法の情報提供等を実施している場合、事業者や個人の

参加をより一層促すよう努力するとか、本通達を幅広く周知し、理解と協力を求めるとともに、「健康日本21」の枠組み等のもと、たばこの健康への悪影響や禁煙を促す方法等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行うなどの受動喫煙防止対策を進めていく必要があるとかということが書かれておりますけれども、しからは今後こういう通知を受けて瑞穂市としてはどういうふうに対応していくのか。公共の施設の中についてはどうなのか。それから、外の人たち 飲食店等も含めて にはどうしていくのか。そのことについて考えているところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） それでは、瑞穂市役所の庁舎管理という視点で御回答をさせていただきます。

先ほど市民部長が答弁をいたしましたように、平成15年3月に健康増進法が施行されました。受動喫煙防止措置の努力義務がスタートしたわけでございます。健康増進法の第25条の規定の対象施設として、官公庁施設及び集会場等が含まれております。同法第25条の規定の対象施設として、瑞穂市役所、巢南庁舎等の対応についてということでございます。

御承知のように、WHO（世界保健機関）のたばこ規制枠組条約の日本国の批准が平成16年4月に行われておりまして、これの発効、具現のために、今回の2月25日付の厚生労働省健康局長の通知に至ったと理解をしております。少なくとも官公庁や医療施設など多数の人が利用する公共的空間における屋内においては、喫煙区域を定め、分煙をするというのではなくて、全面禁煙とすることが望ましいという記載があります。市役所においては段階を経て、現在第1庁舎の屋上・ベランダ、あるいは閉め切った部屋であります3階の西側旧炊事場、また玄関前に灰皿を設置しております。以前よりも喫煙場所を縮小してまいっております。

そのほか、先ほどお話のありましたように、今回の通達の中には、他の施設、店舗等、事業者に対しての周知を、各自治体を通じて建物管理者に行うということも記載をされておるわけですので、管理者である事業者への取り組みの促進、世論の高まり等の啓発も行う必要があると思っております。庁舎におきましては、喫煙者人口は減少しているとは思いますが、若干、職員の中、あるいは来庁者の中でも喫煙をしている状況でございますので、より分煙を徹底し、受動喫煙防止を最大限に図るという対応をしてまいりたいと考えております。

庁舎の中での具体的な措置といたしましては、受動喫煙防止の徹底を図るという意味で、今後、庁舎内の屋内においては全面禁煙ということで厚生労働省通達を遵守したいと考えております。議会の皆様方にもこうした点を御理解いただきまして、これの実現に向けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） もう一度確認をさせていただきたいと思いますが、今の新田部長の答弁の中に、一方では分煙の徹底化を図るということを言われたと思うんですけれども、そしてその後に、庁舎内においては全面禁煙としたいというふうに言われましたけれども、その二つの答弁の整合性というんですか、一番言いたいところというのはどういうことですか、方針として。もう一度答弁してください。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 今回の厚生労働省の通達の中には、不特定な市民の方が出入りする空間においても分煙を徹底すると、喫煙防止の徹底を図るというような指導でございますので、屋内については全面禁煙をするということで、学校で行っておりますような敷地内禁煙という形ではなくて、公園、あるいは駅前の道路、市道等までは及ばないというような解釈をしております。庁舎、あるいは集会施設等の建物内の喫煙については禁煙を徹底していきたいということでございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ということは、庁舎内にありました分煙の場所は、今後は一切、灰皿も含めて撤去をするということで間違いありませんね、もう一回確認をしておきます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 具体的に申しますと、通路・廊下等も含めまして建物内については禁煙をしていきたいということでございまして、今現在使用しております屋上のベランダ等については、会議等もございまして、室内に煙等が進入しないようなところの喫煙場所というのは、明確に表示をするなり利用者に周知をするという形で、建物内の禁煙を行いたいということでございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 例えば今の話だと屋上、屋上は建物の中ではないからいいという理解ですね。それは問題があると思うんですよ。建物に設置をする、同じ建物にあることは間違いありません、そこに足がついている。だから、公共の敷地、あるいは公共の建物内、とりわけ建物内と言うときにはその解釈が問題だと思うんですけれども、やはりこの庁舎であれば庁舎の屋上もだめということですか、大体屋上を利用するというのはだれが利用するんですか、庁舎にわざわざ来て屋上を利用するというのは、一般の住民の方がこの庁舎の屋上を利用する例なんて実際問題は考えにくいでしょう。それは職員でしょう、基本的には。だったら、役所の中で働く人たちも、働く施設においてはたばこを吸わないというふうにすべきだと思いますけれども、いかがですか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 健康管理という面からも職員には呼びかけをするということでございます。現状ですすぐというわけにはいきませんので、受動喫煙防止という観点から来庁者等に受動喫煙が及ばない方策ということで、屋上については例外ということで考えておるということでございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） それは中途半端ですね。せっかくこれだけの通知が出た際、思い切ってやめるべきです。たばこをやめるというのは、本当にきっかけが要るんですよ。僕なんかも40本から50本吸うヘビースモーカーでしたから、手帳に毎日のようにつけて10日目ぐらいに挫折をして、またもう一回つけ直してやっていると今度は周りの者が「うまいなあ、1本どうだ」と言われると、「1本だけ」といって吸ってしまって、まただめになって、またゼロからやるという、たばこを吸っている人がたばこをやめるというのはどんなに大変なことかということ、我が身をもって経験してきておりますから、その苦勞はよくわかるんです。けれども、毎日歯を磨くときにゲーゲーゲー言いながら、あしたこそやめろぞと思いながらまた吸い続ける。そして、その結果が肺がんとか、心筋梗塞とか、喉頭がんとか、それは自分だけではなくて自分の家族、孫にも及ぶ、そういう者にもそういう病気を広げていく、これほど悲しいことはないわけでありますから、ぜひこの通知が出た機会をとらえて職員自身の体を守っていただきたい。健康を守っていただきたい。そのことによって住民に対するサービスも滞りなくよりできるようになるのではないかと思いますけれども、もう一度新田部長の答弁、あるいは市長の見解を。市長もたばこをやめようやめようと思いながらずるずるずるずるやめずに来ているわけですから、きっかけが必要だと思うんですよ。そのときに同じ建物において吸う人間が目の周りにいると、やめる一つのコツというのはたばこを遠ざけることなんですよ。それを見ると吸いたくなるんですよ。それで煙がいっぱいついたやつを吸った後屋上から下へぞろっとおりてきたら、全部持ち込むんですよ。とにかく雰囲気も排除するところまでやっていかないと、なかなかニコチン中毒にかかった頭では自分の意思でやめることは難しいんです。市長、どうですか。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、たばこの関係で、西岡議員におかれましてはこれで4回目ということで、切実にいろいろいただいております。本当にそのことは痛いほどわかるわけでございます。そうかといひまして、今、新田総務部長の方から最大限の対策をしたいということで御答弁をさせていただいております。この答弁は何回もすり合わせをして答弁をさせていただいております。西岡議員におかれましては本当に真剣に考えて、自分の経験から

もでございます、私もそのことも十分によくわかっておるわけでございますが、たばこに關しましては、一気に、こういった通知が出たからということで、本当はしたいところでございますが、それが言えないという、そのぐらいのたばこの依存症になっておるわけでございます、本当にここに立つのがつらいところでございます。できる限り、総務部長が答えましたようにしながら、こういった公共の施設では全面的なるように持っていきたいと思いますが、一気にということではできかねます。時間をいただいて順次進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 今の市長の答弁で、一気にできかねますということ、できる限りとか、これがだめなんです。こんなことではだめです。先ほど申し上げたとおり、20年の12月議会から21年12月、もう1年3ヵ月ですか、それだけの期間言っているわけですよ。大体基本的に言っていることは同じことを言っているんです。一気にできない。一気にというのはほんの短い期間でしょう。もう1年以上にわたって言い続けておるんです。そして、日本国政府もこういう枠組条約に入って締結国になったということで引っ張られて、法的根拠はないけれども、指針としてこういうものを出さざるを得なかった。引っ張られるんですよ。世界じゅうの健康を大事にしなきゃいかん、命があって初めて家庭の幸せもあるんだよという力に引っ張られて日本政府はやっとここまで来ておるんですよ。来ているから逆に我が自治体においても、じゃあせめて庁舎内だけでも全面禁煙にしようよという気が起こったと思うんですね。だったら、その天井・屋上についても一切禁煙にしていくなんだということは決意なんです。自分ができないことを決意として言ってしまうと、それに今度は我々が縛られちゃって、やっぱり吸わないようにしようと、その気持ちが一日一日強くなってくるんですよ。弱い心、そのニコチン中毒症にかかった頭を強制的にコントロールするためには、そういう枠組みをつくっていかなきゃだめなんです。そのことによって一つ一つ前へ進むことができると思うんです。ですから、ぜひ今の答弁以降につきましても再度検討をし直していただきたいと、自分の健康の問題なんです。そして、周りの者の健康の問題なんです。一番大事なことです。ですから、あえて私は、今回4回目の訴えのようなことでもあるんですよ。ぜひお願いをしておきたいと思いません。

時間も過ぎてまいりますので、2点目の消費者行政についてお聞きをいたします。

新年度から消費者行政活性化事業として専任の相談員の育成を図り、消費者に商品安全、悪徳商法等の注意啓発を行うということでありまして、その具体的な事業の内容につきまして執行部の方から御答弁をいただきたいと思えます。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 西岡議員御質問の消費者行政につきましては、新年度から消費者行政消費者相談室を開設する予定をしております。国におきましては消費者安全法が21年6月5日に公布されまして、21年9月から消費者庁の発足と同時に施行されております。市の方でも、市民の消費者トラブルや事故等被害の拡大を防ぐために、市民の一番身近なところで安心して相談できる窓口として、巢南庁舎1階に相談室を今設ける準備をしております。それで、特に消費者相談員としましては、専任の相談員の確保に努めるために1名の加配をお願いしておりますし、消費者アドバイザーの資格を持った補助職員の雇用に努め、現在、広報紙の方に掲載を予定しております。それで1名の募集も考えております。消費者相談の人件費につきましては、消費者行政活性化基金というものが充てられることになっておりますので、こういうものも活用しながら拡充を図っていきたくと考えております。消費者安全に関する啓発のために、地域のさまざまな活動の中で、消費者教育、関係機関のさらなる協働・連携・支援の啓発、それと市の広報紙などでPRをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今の答弁の中では、専門のアドバイザー1名の募集も考えているということですがけれども、考えているといっても解釈の幅がありますから、ぱっと今思いついて言ったわけじゃないでしょうから、それは具体的にいつどういう形で募集するおつもりですか。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 4月の広報紙を通じるとともに、県の消費者センターの方へも募集をお願いしていきたくと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 4月の広報で募集するとともに、県の消費者センターの方に御指導を仰ぐということですね。

まず一つは、専門のアドバイザーということも大事だと思うんですね。それから、職員自身はお金をもらって仕事をしているわけですから、その仕事の内容は、住民の消費トラブルとか多重債務だとかということについて仕事をしてもいいわけですよ。特に大事なものは、専門員1人だけの問題じゃなくて、いろいろ相談はありますから。我々でも今、多重債務の問題、3件も4件も抱えている。

これはぜひ知っている人があったらさらに教えてもらわなきゃいけないんだけど、太陽光発電の詐欺商法というのが瑞穂市の中でもありまして、今受けている相談は、オリエントファイナンスで協力行為だということで、「アサヒ給湯」と言うんですけど、そこで600万ぐらい借りて、そのあとの半分についてはうちが金を払うでと言いながら、半分やるんだったら最

初から600万じゃなくて300万でいいですよと、300万だけもらえばあとの300万は私のところで持ちますからと言えばいいものを、600万全部本人に借りさせておいて、逆にその会社から通帳に半分のお金が、300万割る何年何ヵ月のやつが入ってくる。次に1万がいつ入ってくる、それでいいんだと。そうすると、2年ぐらいたったら入らなくなる。相手はいなくなっちゃう。だから、一番最初にそういうことに気づけばいいんだけど、ほかにお土産でいろんなものをあげるからとやられちゃって、そこに目をやりながら今のうそというものが、暗示にかかったようにだまされてしまうんですね。それがその人一軒じゃなくて、近くにもいるという。それでさらに聞いたら、何十億という被害が北陸の方も含めて広がっているということが、その集団訴訟を提起している弁護士に会ってその中身がわかったんですね。ですから、非常にそういう被害が現実が多いんです。それを我々が四つも五つも六つも抱えて対応をしておるわけなんです。

ですから、そのときにその窓口で「消費者センターがありますよ」「うちの顧問弁護士がありますよ」ということだけじゃなくて、特に顧問弁護士の場合は、無料相談を1回やって相談を受けたって、その後が問題でしょう。1回だけの無料相談を30分でやったって、逆に1時間かかってやったって何にも解決しないですよ。それはきっかけであって、その後じゃあうちの事務所に来てくださいとって具体的な着手金を払って、解決したら報酬も払って、結構高いお金についてしまう。だから、1回目は行ってもなかなかその次に進まない。入り口のところでだあっと横に並んじやって、悩みを抱えたまま生活をするということになっちゃうんです。だから、そこのかゆいところに手が届くようなことをやらなきゃいけないんですね、行政は。弁護士に横からぱっと流す、こういうことは極めて安易なやり方なんです。実際、解決にはなりません。本当に住民にとって信頼がそれではできません。ですから、そのアドバイザーだけでなく、ぜひ職員の方も順番にやりながら具体的な実務を経験していただきたいと思います。

今、例えばここに持ってきていますけれども、我々が多重債務をやるときでも、まず一つは特定調停とかいうのがあるんですけども、調停員の皆さんと一緒に中に入って具体的な債務の引き直し計算をして、それを分割でどうやって払うだとかというような場にも私は行きます。それから、人によっては自己破産をやる場合もあります。自己破産も一緒に私が協力をさせていただきます。そのほか140万円までは簡易裁判所で争えますので、それについては簡易裁判所へ訴訟を起こします。それでやります。それから、いろんな答弁書が来ると準備書面というのを出さなきゃいけないですから、準備書面というのも書きます。それを1回書いたら半分来るから、また第2準備書面という格好でやります。いろんな裁判で、今、全部勝っています。ちゃんと判決書ももらいます。そのほかいろんな計算書がありますけど、この計算もソフトがありますから、そのソフトでやると簡単に法定金利計算書ということで出てきます。一番最初には

業者に対して取引経過の明細の開示請求をやりますから、それでそういうものを出します。それを全部やるんですね。できるんです。我々ができるわけですから、職員もそれはできます。ましてやずっと職場に常駐をしているわけでありますから、本当に住民の皆さんの背中のかゆいところに手の届くような仕事をしようとする、ぜひ今私たちがやっているようなこういうことを職員自身にも経験をしていただきたい。経験する中からだんだん難しいことも覚えてできるようになってくるわけなんです。ですから、弁護士に簡単に振り分けるといような安易な姿勢はやらないようにしていただきたいと。

それと、あと部屋の関係ですけれども、私も部長と一緒に、連れていってもらってその部屋を見たんですね。その部屋は、結局消費相談をする場所と、それから、これも私が一般質問でやったように、ハローワークの求人の閲覧コーナーをやるということで、今、実際にパソコンも置いてスタンバイはしたんですけれども、いかんせん狭い一つの部屋の中につい立てを立ててやっておるだけなんです。これは、厳しいことを言うと、幾ら最初だからといっても、あまりにも外から見るとあり合い的に見える。腰を入れて、腹を入れて、住民の皆さんに対して死に物狂いで御協力をさせていただくという観点からすると、ちょっと部屋が狭いし、消費相談というのはいろんなプライバシーの問題があるんですよ。片一方は求人情報で、パソコンで黙々とやっている。そのすぐ隣ですよ。1メートルも離れていないところで消費相談で、だれにだまされてどこへ来て、あの人がどうかという個人の情報がいっぱい出るわけですよ。それはちょっと場所的にきついかないと思いました。ですから、職員に実務の経験を交代でもやらせていくということと、もう一つは今の場所の問題、これは改善の余地ありということなんです。ですから、そのことについて部長の答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 相談員につきましては、さまざまな消費者トラブルの相談に対応しなければならないということがありますので、資質の向上、研修等を十分して対応していきたいと考えております。

それから、部屋の関係ですが、当然多重債務問題等プライベートな問題がございますので、そういう案件が起きた場合については、庁舎の管理部とも相談しながら、部屋がまだありますので、そちらの方へ誘導する等プライバシーに配慮して対応していきたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） プライバシーの関係があるんで、部屋がまだあるということですから、そのことも含めて、どこの部屋が最も適切かどうかということについても再度改善の方向で検討をしていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、土田議員が同じテーマでやりますから、あとはよろしくお願いいたします。それでも、ちょっと大ざっぱですけども、御質問を申し上げたいと思います。

まずお聞きをいたしますけれども、認定こども園の問題です。認定こども園というものは、これまでの保育所と、それから幼稚園とどこがどう違っているのか、具体例を挙げてわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、西岡議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

今回の認定こども園につきましては、全国の保育所待機児童の解消を図り子育てを支援するため、就学前の幼稚園の教育と保育所の保育の制度の枠組みを超えまして、それぞれのよいところを生かしながら両方の役割を果たすことができるように一体としてとらえ、一貫とした提供を行う新たな仕組みでありまして、国の方で平成18年10月に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行されまして、制度化されています。また、県の方では法律に基づきまして条例を制定しまして、認定こども園の認定を行っております。また、幼稚園・保育所等の就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、県が認定した施設を「認定こども園」と言います。認定こども園の中には、地域の実情に応じまして多様なタイプが認められておりますが、保育所と幼稚園の連携を図る幼保連携型、幼稚園で行う幼稚園型、保育所で行う保育所型、無認可保育所で行う地方裁量型の四つの方法で分類されているのが今の制度でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 国の法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、それから今部長が言われた、岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例、その規則、これも一応目は通しております。ちょっと時間がないのであまり細かいことは質問いたしませんけれども、はしょって申し上げますと、基本的に重要なことがあります。これまでの保育所入所の場合は、保護者が市町村に直接申し込みをする。保育料も市町村が設定した金額を保護者の収入に応じて決定する、つまり応能負担で徴収をしていたのが、認定こども園の場合には、保護者が希望する施設に直接申し込み、契約をすることになるわけです。それと、保育料も施設が自由に設定できるようになるわけです。まずそのことを確認します。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 今回やられます認定こども園の方でございますが、今、議員が言われたとおり、申し込み等、それから保育料につきましては施設の方が決定をするという形でございますが、今回実施します認定こども園につきましては、保育所があくまでも基準ですので、

今のうちの保育料の単価と同じような形でやっていくという形になると思いますが、申し込みにつきましては直接やられまして、向こうで申し込みを受けて、その結果についてうちの方が保育に欠けるということ認めれば、国等の私立の保育料の負担金等も出てきますので、あくまでも保育料につきましてはうちの基準の部分と合わせて徴収をするということでございます。

〔４番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

４番（西岡一成君） 保育料については、市の基準に連動させて設定をさせるという方向で協議をするということなわけですね。それで一つの歯どめにはなろうかと思うんですけども、基本的な問題は、認定こども園の施設に直接保護者が申し込んだり、あるいは保育料が設定することができるという、その枠組み自体が基本的にこの法律の問題点なわけですね。というのは、現実的にはまだ岐阜県の中では３軒目ですよ。２園あって、１園が幼保連携型と、もう一つは幼稚園型、この二つがある、今度三つ目で幼保連携型をつくるわけなだけですけども。これから認定こども園でも競争がいろいろ出てきたりすると、じゃあうちのところは英会話もやりますよ、それから水泳のプールもやりますよと、小さいときから英才教育でほかのところと差があって、オリンピック選手でも育成するぐらいの意気込みでうちはやるんですよ。つまり、オプションでもって保育の内容についてもやるようになってくることも可能だということも聞いています。そうすると、保育料自体が割高になってくる。ということはどういうことかということ、この直接契約、施設が独自で保育料を設定できるシステムというのは今に始まった話じゃないんですね。2003年の段階で、規制改革・民間開放推進３か年計画の中でも、認可保育所自体の直接契約、そして保育料の独自の設定という方向で検討がされておるんです、この規制緩和、民営化の流れの中で。児童福祉法第24条で規定をしていますよね、結局子供の保育をしていく責任というのは自治体にある、責務であるということが明確に規定をされております。ところが、それを民営化することによってどんどんどんどんそこから離れていく。つまり、公的保育から離れていくんですね。そういう流れがつくられてきたんです、実際問題。

ですから、実はそういうところが非常に問題になってきて、どういうことが関連して出てくるかということ、例えば認定こども園で保育料の滞納、未納、こうなったときに、施設が退所を命ずることができるんです。ところが、児童福祉法の24条、公的保育所でやっている場合、市町村は保護者の労働または疾病その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児または第39条第２項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない、こういう規定になっておるんですね。申し込みがあったら保育しなければならない、拒否はできない。それで滞納したと。一つの町村会のホームページの中なんですけれども、ある自治体から質問があって、本町の保育所において保育料を２ヵ月滞納している入所乳

児の保育者がいるのですが、その対応について御教示願いたい。保護者の保育料滞納理由として、入所幼児の保育解除（退所）をできるかということなんですけれども、いずれの場合も保育料の滞納を理由に児童の保育の解除、または拒否はできないものと考えます。児童福祉法第24条の規定によると、市町村は児童が保育に欠けるところがあると認めるときには、基本的に保育所入所措置をとるべきことを義務づけていると解されます。つまり、児童の保育所入所の措置というものを単なる公の施設の利用関係という観点ではなく、児童福祉という観点から市町村の責務としてしているものと考えられます。町としては、この法律に基づいて条例により保育の実施基準を定めているものと思いますが、この実施基準には保護者が保育料を支払う能力があることという項目は入っていないものと考えます。ということで、要するに滞納処分と同じやり方で対処しなさいということが書かれておるわけなんですけれども、これぐらいに児童福祉法によって、子供たちはどの子も差別なく、等しく健やかに育成される、そのことの責任が自治体にはあるんですよ。児童福祉法を読み返してみますと、第1条、2条、3条も、本当に子供たちの尊厳というものを物すごく大事にしているなということに改めて思い知ったわけでありまして、時間がもう1分を切りますから途中でやめることになりまして、いずれにいたしましても、今言ったところ、直接契約で保育料を施設が決めることができると、ここに道を開いたということが、この認定こども園の大変重要なあいまいな部分なんです。ですから、きのうの答弁で市長は民営化を1年以内にやるなんて言いましたけれども、もう一回そこを言ってください。

議長（小川勝範君） 以上で西岡一成君の質問を終わります。

次に、5番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） おはようございます。議席番号5番、新生クラブ所属、庄田昭人です。

議長よりお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日の質問は4点、幼稚園・保育所の行政の一元化について、二つ目、街路灯について、3番目、通学路の安全要望について、4番目、財政節減の一つの方法について、詳細な質問は質問席にてさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

早速ですが、堀市長にお尋ねをいたします。

幼稚園・保育所の行政の一元化について、「揺りかごから巣立ちまで」の進捗状況や方針についてどのようなお考えがあるのか、お伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 庄田議員の幼稚園・保育所の行政の一元化についてということに対しましてお答えをさせていただきたいと思っております。

幼稚園と保育所の管理につきましては、教育委員会が管理・指導する体制を整えたいという

考え方はこれまでどおりでございます。前にもお話を申し上げましたとおり、先進して進めておられます新潟県の長岡市にも関係部局とともに調査・視察をしてみましたが、その後、教育委員会を中心に、福祉部児童高齢課、市民部健康推進課、また組織的なこともありまして企画部も含めて、幼稚園・保育所の行政の一元化についての準備を進めておりますので御理解をいただきますよう、詳細につきましては教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） ただいま市長から教育長へということですが、教育委員会が管理、また中心に各部局で整えておるといってお言葉がありました。その中でもまた、そのような方針があるにもかかわらず平成22年度の予算計上はされていません。今後の見通しについてどのような課題がありどのように進めるのか、横山教育長にお伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 幼稚園・保育所の行政の一元化という方向について、進捗状況、今後の見通しについてお話をさせていただきます。

昨年の11月11、12日と長岡市へ調査に行ってみりました。瑞穂市としての幼稚園・保育所の行政の一元化のあり方については、現在関係部局と検討を進めております。具体的に「揺りかごから巣立ちまで」という子育ての一元的な支援を念頭に、現在の保育所・放課後児童クラブは福祉部の児童高齢課が担当し、幼稚園は教育委員会が担当となっている体制を見直して、よりわかりやすい体制をつくっていかうと考えております。保育所並びに放課後児童クラブ、子ども支援センターに係る事務事業について、教育委員会の所管とする方向で考えが進んでおります。このことによって、幼稚園や保育所と小学校との連携について、小1プログラムという新しい環境になじめない子供たちの問題の解消や小学校へのスムーズな接続が期待できますし、子育てに関しまして、発達障害児や要観察児への支援体制も整うと考えております。

先ほど平成22年の予算に計上されていないという指摘がありました。教育委員会の中に幼・保・小連携協議会の予算が組んであります。これは県の方から補助金をいただきまして幼稚園・保育所と小学校との連携のあり方について検討する、そういう協議会の予算を組んであります。

これからの行政の一元化に向けての具体的な課題についてお話をします。

まず、これまで幼稚園は文部科学省所管、保育所は厚生労働省所管という、従前の監督官庁に係る本市の条例の改正が必要と考えております。また、保育施設として福祉事務所に事務委任されているものを教育委員会に事務委任がえをするという手続も必要と考えております。およそ次の6月議会には、そういった提案を出していかなばならないと考えているところです。

また、現在審議していただいております平成22年度予算につきましても、必要に応じて予算の組み替えをしなければならないということも考えております。さらに、たくさんの施設で子供たちをお預かりするというにかかわって、人事的な見直しも必要になってくると思っております。さらに、保育所・放課後児童クラブの職員や保護者への説明も丁寧に進めなければならないと。これを4月以降のスケジュールをよく思慮し、進めてまいらねばならないと考えているところでございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） まだまだ難しい問題は山積しているようですが、条例改正、予算の組み替え等、6月議会にということですので、早速ということになると思いますが、またよろしくお願いします。議会への報告も、各委員会にも、しっかりとした説明をしていただきたいと思いますと思っております。

また、先ほど教育長の答弁の中に、福祉部での担当の見直しということもありましたが、また担当部局それぞれの連携も図るというお言葉でしたが、福祉部として石川部長には、今後どのように進めるのか、多くの保育所を抱えている福祉部としてうまく進められるのかお伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、庄田議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

先ほども教育長の方から説明したとおり、いろいろな課題があると思います。今後につきましては、今いろいろ細部について詰めておるところでございまして、福祉部としましては、教育委員会と連携をとりながら協力していきたいと考えているのが現状でございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） ありがとうございます。

うまく進めていただきたい、また説明も、市民に、また議会にへと、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。街路灯について質問をさせていただきます。

インターネットで「ナトリウム灯」と検索すると、そこには瑞穂市の街路灯設置及び管理に関する取扱要綱が検索される。ナトリウム灯イコール瑞穂市の取り扱いの重要度が高いのではないか。なぜナトリウム灯と検索すると当市なのか、少し驚いてしまったところもあります。しかし、せっかく検索された取扱要綱を確認すると、設置場所には地域をつなぐ重要な通学路で、通常の安全確保のために必要な場所や、交通安全上必要な場所や、その他市が必要と認める場所となっている。また、設置方法は、設置間隔が ここが問題かと思いますが

最小で50メートル以上の間隔とし、それぞれの照明が重複しない配置とされている。数年前は長良川堤防を車で走っていると、南濃あたりのナトリウム灯の多さと、田んぼの中に設置が均等になっていてきれいだなと感じた。しかし、今、揖斐川堤防や鷺田橋から瑞穂市を見ると、オレンジのナトリウム灯の数が多くあることが確認できる。高校生を持つ母親から、娘が「瑞穂市は明るいね」と。部活動帰りに遅くなり下校する子供と、そんな話をしたそうです。安全で安心なまちとして、ある程度は必要かもしれません。よく他市町並みと言われるが、現状の設置に無駄が発生していないか。各自治体では環境問題などの取り組みにより、街路灯などの電気節減を実施し、街路灯の間引き点灯や道路の両側点灯を片側にしたり、省エネ街路灯の導入を進めています。県の橋では、節電のために消灯をされている。瑞穂市では、環境問題のCO₂削減のため、庁舎内などの電気料金の節減に努めているが、街路灯では環境問題と逆行しているのではないか。環境や電気料についてどのように考えるのか、お伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 庄田議員御質問の街路灯についてでございますが、設置場所については、平成19年の11月30日付で取扱要綱を設定してございます。この中で、先ほどの設置の間隔でございますが、最小で50メートル以上の離隔として、それぞれの照明が重複しない配置とする。ただし書きがございまして、設置場所の状況によって目的が達成できない場合についてはこの限りでないということにしておりますし、現在、特にことしですが、担当課の方で現地確認、それと街路灯の設置基数やなんかの確認を、ことし、緊急雇用の関係で整備をしました。それで現地の方へも赴きまして、街路灯の現地確認を行っております。それで、通学路等で設置が必要であるという箇所につきましては、地元の自治会長さん等とも確認をして整備を現在進めているところでございます。要綱の趣旨に従って必要な箇所に設置を実施していきたいと考えております。

あと環境の問題でございますが、環境の問題につきましては、安心・安全なまちづくりにはこの街路灯設置は必要な対策ではないかと考えておりますし、環境問題に配慮するためにも、最近、消費電力の少ないLED街路灯の低価格なものもどうも製造されております。これも視野に入れながら、今年度も2基程度試行的に設置を考えておりますが、こういうものも今後経済性を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 設置基準に従いましてということでしたが、50メートル以上、いやしかし、その場合によってはということですが、何か無駄があるような感じがして考えております。

以前、設置本数は5,000本ということを知ったことがありますが、平成20年度は647本、しか

し現在では3,847本。さらにふやし、環境問題や公害（光の害）であったり、一晩じゅうついでいる街路灯に何かもったいないと感じます。今後も設置本数を優先するのか、市民憲章の一つの「心がかよう明るいまちをつくります」の「明るい」文字とは違うはずなので、お考えを見直す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘のとおり、5,000本という本数にはこだわらず、安全・安心なまちづくりのために通学路の確保、あと防犯上の関係もございますので、そういうところに配慮して設置をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） さまざまな節減・節約方法は、水銀灯の定額料金の変更等それぞれまだまだ本当に少ないですが、やらなければいけない、節減しなければいけない、財政を少しでも無駄にはいけないという他方の面からいろんなことを考えなければいけないのではないかなと思います。

また、夜、唐栗の堤防に上がり瑞穂市を見るとオレンジ色の光、また長良川堤防を走ると、オレンジ色というよりは白色だった。地区によって事情はあると思いますが、景観も考え、オレンジ色や白色の混合となることなく、瑞穂市として地域の皆様と本当に必要なのか協議をしていただき、無駄にならないようお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

では次の質問は、通学路の安全要望について質問をいたします。先ほどは夜の安全・安心でしたが、昼間の安全・安心です。

いよいよ新年度もあと数日です。新1年生を送り出す保護者はもとより、すべての保護者や地域の方も安全を願うことでしょう。防犯や安全を願い、安全パトロールが実施され、また横断歩道やカラー舗装、信号機などの設置がなされてきました。そこで21年度、通学路の安全要望にはどのような要望があり、どのように改善しているのか、お伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 今年度の学校、PTAからの要望は、市内の四つの小学校からいただいております。穂積小学校、牛牧小学校、西小学校、中小学校の4校です。要望総数は128項目ありますが、その内容を分析しますと、カラー舗装が24件、速度規制が14件、看板・標識の設置が12件、道路改良が10件、信号機の設置が7件、横断歩道の設置が6件、歩道の設置・拡張が5件、時間帯通行規制が4件、ほかには街路灯の設置、水路の伏せ越し、水路フェンスの設置が主なものでございます。以上のように要望内容は、道水路に関するもの、あるいは交通規制に関するものがほとんどでございます。こうした要望は、教育委員会と同時に都市整備部にもされており、また交通安全の担当課とも連絡をとって、要望のすべてというわけにはま

いりませんが、順次進めているところでございます。

なお、申し上げたいのは、要望のない学校については何もしないのかということになるかと思いますが、そういうわけではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 登下校への安全要望状況ということでございますが、毎年、教育委員会、あるいは交通安全を担当しております総務課、交通安全施設の担当の都市整備部というところで横の連携をとりまして、各小学校のPTAからの要望事項につきましては情報を共有しておりますし、対策につきましても、総務部におきましては道路管理者と十分協議をして、公安委員会、北方警察署への相談、あるいは、場合によっては安全施設においては公安委員会への要望を市長からの要望事項という形でしておりますし、先ほど言いました道路管理者と交通安全施設の整備、交通安全標識等の設置などについて改善を図っておるという状況でございます。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 通学路の安全性の要望でございますが、大半が都市整備部の関係、道水路の関係が多うございます。通学路の安全確保のためには、安全・安心のまちづくりとして、昨年度に通学路を中心に先ほどの街路灯の整備を実施してまいりました。また、幹線の主要通学路の通行帯を明示するために、21年度ですが、市内で約11.3キロのカラー舗装を実施いたしました。それとガードフェンスの設置、それとか緊急雇用の関係でガードフェンスの塗装、それから交通安全標識の設置等、さまざまな交通安全施設の整備を行っています。市に対して、先ほど言いましたように、各PTAからさまざまな要望が来ております。通学路の安全確保のために緊急性の高いものについては早急に対応しておりますし、各地域で道水路の伏せ越しとか、あと道路の拡幅等がございます。こういうものにつきましては、各地域でよく検討いただき、地元区長さんや自治会長と相談いただき、要望をいただくようお願いをしているところであります。今後も地域の皆様方の御意見、情報をいただきながら、安全で安心のできるまちづくりに取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） くれぐれも心が通う対応をしていただきたいと思います。昨今では道路整備もされ、主要道路の抜け道として住宅地内もスピードを上げた無謀な運転者や道路工事が頻繁に行われております。交通面では子供たちには厳しい環境となっております。また、運転者のマナーも悪化しており、子供たちには青信号で横断する際にも安全確認をしてい

ただけるよう指導していただきたいと考えております。自分の命は自分で守る、交通安全意識を高め、事故が少なくなるように学校での安全指導も重ねてお願いをし、可能な限り安全な通学路を設定していただき、保護者や地域の方々とともに学校や行政と総合的な安全サポート活動に取り組んでいただきたいので、よろしくおの願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。財政節減の一つの方法について。

財政状況の悪化により、21年度は5億円税収が減り、今後も税収がまた減り続け、さらに福祉は増となり、岐阜県の補助金も削減され財政はますます厳しくなるばかりで、右肩上がりの時代は既に終わっているのです。財政節減の方法について、今後実施しなくてはならないと考えております。岐阜県のホームページや自治体ホームページなどを見ても、今やバナー広告の掲載を実施している自治体は多くあります。そこで、今あるものをうまく活用し、財政の節減に努める必要性について、まず一つ目は広報「みずほ」の広告掲載について。

以前、広瀬武雄議員もこのことに触れていましたが、検討をするなどと言っているのではなく、今まさにさらに現実化し、広報経費を考えなければならないと考えました。他市でも広報に掲載をしている、それは経費節減と市民協働の一つになればと考える。広報についてある会で、「広報なんてどれだけの効果があるのか」「また見たこともないなんてよく聞く」、このような発言があった。現在ではペーパーレス時代でデジタル化が進み、インターネットにより情報が簡単に取り出せますが、しかし広報紙は重要である。22年度予算ではページ数をふやさない方法で経費節減とありましたが、必要な情報を削ってしまつては魅力ある広報はどうなるのでしょうか。さらに多くの皆様に読んでいただけるよう、工夫をしていかなければなりません。そこで、広報に広告を掲載していただき、企業や事業主の皆さんに理解をいただき広告費をいただき、広報の充実や、企業や事業主との宣伝効果により活性化が図られるのではないかと考えます。また、各協会のサークル活動の募集やPR方法にもなり、相乗効果があるのではないかと考えます。

また二つ目は、避難所や看板設置にもNPOが協力し、避難場所看板にスポンサーを掲載しているように、瑞穂市でつくる看板にもスポンサー名を入れる。瑞穂市で設置している街路灯のポールにスポンサーを募り、電気代の削減などなどいろいろなアイデアや工夫をする必要があると。広告掲載基準や景観問題などを考え財政節減を始めなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、庄田議員の御質問にお答えをさせていただきますが、まずもって今回の御質問に際して事前に先進地の資料等をいただきまして、まさに提案型の御質問をいただきましたことをありがたく感謝申し上げます。

そこで、1から4にわたる財政節減の方法についてという御質問でございますが、広報につ

いては、先ほど庄田議員さんのお話がありましたように、広瀬武雄議員からも御提案をいただいた経緯がありまして、事務的に資料等を収集して検討しておるところでございますが、まだ実現に至っていないのが現状でございますが、先ほど来お話がございましたように、非常に財政状況が厳しい中で、入りをはかりて出るを制するという精神を徹底させるという意味でも、歳入の確保については英知を絞らなきゃならないと考えておるところでございます。

ちなみに広報紙の関係で県内21市の他の状況を調べてみますと、既に広告を掲載している市が9市、それから広告の掲載を検討しているところが5市でございます。そして、全く広告掲載を考えていないというのが6市。そして、これは羽島市でございますが、掲載を試行で行ったところ費用対効果の面でリスクが高いということで、現在掲載を休止しているところが1市でございます。こういった状況を、実際に広報紙を制作している担当者との会議があるわけでございますが、そこでも広告掲載について論議されたようなことで、配付された資料を見ておりますと、一長一短あるのも現実でございます。ただ、税外収入を得るという観点から検討すれば、広告スペースを持って、先ほど申されましたように市民協働で、より市民が親しんで見ていただける広報紙になるというのは事実ではないかなと思っておりますが、反面、公共団体が公共の媒体を使って広告をするということは、その広告主に対してお墨つきを与えるというようなイメージも定着するおそれがあるということで、慎重な意見があるということも事実なんです。そこら辺で本当にいいのかどうかということを検討はしてきたんですが、これからは、先ほど申しましたように、入りをはかるという観点から、当市でも広告を掲載する方向で進めていきたいと思っておりますが、そこら辺のところは今つくっています第2次行政改革大綱の中で明記しまして、市民代表の行革審の皆様方にもこういう方向であるがということをお諮りしまして、そこでの意見を得まして、その意見も参考にしながら今後掲載について進めてまいりたいと。

先ほど来お話がありましたこれ以外にも考えられますのは、ホームページのバナー広告、あるいは封筒を業者につくっていただいて、寄附をしていただいてそれを使うという方法もあるようでございますし、市が印刷するところに募集をするという方法もあるように聞いております。それとか、今、岐阜市さんが「じゅうろくプラザ」という建物の名称権を与えてみえますが、そういったことで収入を得ている例もありますし、市の壁面も、これは職員から提案があったんですけども、水道事務所の北の壁面がJRからばあっと見ると非常に目につくということで、広告という点では非常に効果が高いと。ただ、そこに業者名が入るのがいいのかどうかということも検討しなきゃいけないと思っておりますが、そういったような提案も職員から既に行っているところがありますので、先ほどの街路灯の件なんかも、場合によってはプロジェクトチームなんかを庁内につくりまして検討をしていきたいということで前向きに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） プロジェクトチームをつくってということですので、本当にいろいろなアイデア、工夫が必要になり、この財政を少しでもと行政がまずはどのように節減していくのか、節約していくのか取り組みを見せて市民にわかっていただく、また協力していただく方法を生み出さなければならぬと考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

この経済状況の中、節減・節約は非常に大切なことだと考えておりますので、また21年度より22年度予算では全トータル13億6,676万8,000円の減、マイナス6.1%となっているが、さらに23年、24年は厳しい経済状況が考えられる中、堅実な市政運営と将来展望を考えなければ、小さな穴も大洪水となり、破綻が近いのではないのでしょうか。市長所信表明の中の市民が主体のまちづくり事業の言葉に、市民皆様の協力をいただきながら計画を実行し、健全な財政運営を進めてまいりますと言われましたが、今回の質問の街路灯や昨年12月議会での桜の植樹など、今後の負担となる電気代や維持管理費が必要となる。安全や緑はいいことかもしれませんが、しかし多くなればいけないとの考えでは、街路灯の「街」の文字が害を与える公害の「害」の文字になり、まさしく「害路灯」になってしまわないようにしていただきたいと申し上げ、私の質問とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で庄田昭人君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、再開は11時からといたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時05分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

7 番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） 議席番号7番 棚橋敏明でございます。

ただいま小川議長より質問の許可をいただきましたので、四つの項目につきまして質問させていただきます。

1 番、市の税金の状況について、2 番、今後策定されます「まちづくり基本条例」について、3 番、穂積地区の整備について、4 番、「赤ちゃんの駅」「ばあちゃんの駅」について、以上質問させていただきます。

なお、傍聴の皆様方には議会へ足をお運びいただきまして、まことにありがとうございます。感謝いたします。

では、これより質問席より質問させていただきます。

リーマンショック以降、企業活動の悪化、それに伴う解雇・失業で、市民の方々、そして企

業の方々の税収が相当落ち込んでくると思われます。納付する市民の方々も日本国憲法に基づく納税の義務があることは理解しておられますが、大変な苦しみを持って納付しておられるのが現実と思われます。

まず、平成22年度の市民税の個人分・法人分、どの程度減額になりそうですか。21年度と比較して、そのパーセント、金額もわかりましたらお教えいただきたいと思ひます。お願いいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 棚橋議員の御指摘の件、2点について御説明させていただきます。

市長の説明もございましたように、市民税の個人につきましては前年対比で3億5,672万2,000円ということで、13.7%の減を見込んでおります。さらに、お示しいただいたように法人の方も非常に悪化してあるということで、全体で8,200万円の減で、率にしますと26.3%の減と見込んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今伺いましたとおり、非常に厳しい状態だと思ひます。それで、市民税の方は前年度の給与にスライドしてくるものと思われますが、固定資産税は確かに前年度とそのまま来ると思ひます、これは何年置きかの算定のときにはまっておりますので。ただ、この瑞穂市におきまして、各アパート、各店舗の閉鎖が非常にされてきております。それによる賃貸料で固定資産税を払っておられる方がかなりおられます。その一つの事例としまして、瑞穂市を代表する大企業も生産ラインを縮小されます。その大企業に対して、絶対安心だからということで田畑を埋め立てられまして、そこの製品の干し場、また製品の管理場ということで賃貸をしておられる方も何人かおられます。それじゃあ、それがなくなったら、その方々が田畑に戻すわけにはいかないと思ひます。でもどうしたらいいのか。この瑞穂市におきまして、そのような方々に心の底より相談に乗っていただける納税相談室はあるのでしょうか。気軽に来られて、なおかつ秘密を守っていただいて、そしてもっと極端に申しましたら、女性の納税相談員、このような人材、このような方々がいて、本当に皆様方の生活の側から納税を見てくれる、そういった納税相談室はこの役所の中にどのような形であるのでしょうか、お答えください。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御指摘の件でございますが、私ども納税相談というのは、国保もございませうけど、税務課の方の窓口で収納担当が対応しておりますので、ぜひ御利用していただきたいと思ひますし、相談の中にはいろんな方がお見えになるわけですね。

さらに守秘義務というお話もございましたけど、我々、地方公務員法に輪をかけて、地方税法の方で重要性の部分につきましては守秘義務がかたく定められておりますので、御安心をもって御相談に来ていただきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 確かに今まではそれでよかったかもしれませんが、やはりこういう急激な変化、昨日も小寺議員も質問なさっておられましたように、各おのおの家庭の中において、この1年、1年半、大きな変化が来ております。ですから、こういった納税相談室、特に女性の目から見た納税相談、こういった納税相談室をぜひともつくっていただきたいなと思います。

それと納付方法についてですが、何十年も前から同じような方法、通帳からの引き落とし、そして朝の9時から3時までしかやっていない金融機関での振り込み、そして市役所窓口における納付、この程度のことじゃなかろうかなと思います。でも、今かなりの皆様方が共働きです。例えば、昨日堀議員からありましたように、市役所の中のレイアウトも考えてみたらどうかと。そうしたら今2階にある会計の窓口すらも、例えば、私、税金だけ払ってこないかんだわ、きょうお金ができたでという人にぱっと門戸を開けるように、表にぱっと駐車、とめておくだけでぱっと行ける。人間というのはお金のあるときは一日、二日、よっしゃ今払っておこうと、それを逃したらなかなか払いに行けないのかもしれない。そういった利便性のある窓口。そしてもう一つ、今どこでもやりつつありますコンビニエンスストア。市税ではまず恐らく岐阜県でもないと思いますが、でもコンビニエンスストアでしたらバーコードがついていたら24時間払えます。金額が定かであれば、延滞税は払えません。でも、基本的なお金は、延滞がつかない限りはコンビニエンスストアで払えます。払う側の心理としたら、「忙しくて払いに行けへなんだ」「しまった、通帳に入れておくの忘れた」「通帳に入れておいたけれども、おばあちゃんの介護のお金が先に落ちてまってあって税金が落ちへなんだ」、こんなことがさまざま起こるんですよね。そうしたときに、コンビニだったらどれだけ払いやすいですか。こういったことを改革、また改善していく。何も何十年も前からやっている方法だけじゃなしに、今の生活様式に合わせたやり方にどうして変化しない、そういったことを計画していただけないのか、そういったお気持ちがあるのか、また研究してみようという考え方があるのか、棚橋余分なことを言うな、それまでやってあるわと言われるのか、ぜひともお答えくださいませ、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまお示しいただきましたが、口座振替につきましては、市民税におきましてはおおむね31.4%の方が御利用いただいております。そのほかに手法としまして、おっしゃられたとおり、納税義務者の方から銀行等の営業時間内に納付

することができんので何とかならんのかという申し出がかなりございました。それを受けまして、18年の3月からだと思いますが、実際にコンビニエンスストアで納付できる体制をとっております。すべての納付書でできるわけじゃないものですから、本人からそういう申し出があった方について対応はできるように、税務課としましても、市民税、固定資産税、軽自動車、国保税、その税目を取り扱える体制をとっておりますので、ぜひ御利用いただきたいと思っております。

さらに、20年の5月からでしたか、軽自動車のみですが、クレジットを利用して納税をいただくという制度も試みておりますので、ぜひ御利用いただきたいと考えております。

ちなみに、今年度コンビニで収納を希望されて使われた方が141件ございます。金額にしますと、233万8,000円という金額に上っております。さらにクレジットですが265件、186万8,000円という納税額になりますが御利用をいただいておりますので、報告だけさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今回のコンビニの納付、あまりにもまだ知られていない。それと同時に、例えば固定資産税の納付書の何ページ目かな、納付場所、こちらにはコンビニエンスストアは記入されておられません。どうして記入されておられないのか、今の部長の御説明でしたら、当然そこに書いてあって当たり前だと思うんですが、それはなぜでしょうか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 市税におきまして納付していただく場合は、市が指定した指定金融機関、それと収納代理金融機関もございますが、それに限られるものでございまして、あくまでコンビニは指定といいますより取扱店という形ですので、納付場所としては表示しておられませんので、その辺の周知、コンビニでもできますよというのを広報等でまた周知はさせていただきたいといういろいろ考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） それでしたら、早急に周知をしていただきたいと思っております。それはなぜかといいますと、嫌な顔をして集金するよりは、気持ちよく払いやすい、毎日コンビニへ行かれる方は何人もおられます。ですから、ぜひともそれはやっていただきたいと思っております。新しい年度の納付書、そこら辺から何か改善を図っていただきまして、コンビニでもこの場合は納付ができますとしっかりと明示をしていただくべきだと思います。それによって、特にこのまちは若い御夫婦、共働きの御夫婦が多いです。それと人間というのは、お金があるときというのは1ヵ月のうち二、三日は絶対にありますよ。そのチャンスのあるときに、「このコンビニが

あったで行こうか」というふうでぱっと払えるような体制をとること自体が、これからの収納率を高めるんじゃないかならうですか。いつまでも「私のところへ持っていきやあよ」ではいかんと僕は思います。

それともう一つ、ここの1階のレイアウトを考えていただくときに、何かそのようにぱっと、「私赤ちゃんがおるでちょっと行きにくいわ。赤ちゃんを車の中に入れておいてぱっと納付だけ行ってくるんだわ」と、そのような窓口があってもよからうと思います。すべてが2階じゃなしに、1階でぱっと行ける。「子供がおるで、子供をあんな暑いところにとこに入れておけへんで、とにかく3分で処理したいわ」と。そんなときに納付できるような場所は絶対に僕は必要だと思いますが、そのこともあわせて今後何とか前進させてくださいませ。この何年間で同じような方法でやっておられたと思いますが、でも明らかに瑞穂市民の働きぐあいとか生活の一日の行動は変わってきております。その行動に合わせた方法というのをとっていただきたいと思います。

その次、ちょっと変わりますが、今「シビルミニマム」という言葉が物すごくよく使われるようになってまいりました。所得の二極分化、お金持ちはどんどんお金がもうかる、貧しい方は何かしらんが一生懸命働いてもなかなかお金が残らせん、本当に苦しいんだと。このことに対してシビルミニマム 行政が保障する最低限の市民の生活水準 を考えて市民の生活を考えていきます。それから徴収も考えます。だけれども、納税の義務は憲法に明らかにうたわれております。ただしシビルミニマム、いろんな市で考えてみよう、策定してみよう、まだまだこれからの時代かもしれませんが、この市においてはどのようにお考えなのか、そういった部分をちょっとお聞かせくださいませ。お願いいたします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 今のお話でございますが、日本国憲法の話になりますが、文化的で最低限度の生活を営むことができるということの最低の話だと思っておりますが、そのバランスというのが、経済とともに、あるいは状況とともにその基準というのが変化をするとは思いますが。そういった意味で当市の場合、一つの例を言いますと、例えば減免規定が、どういうふうにして所得を制限していくのかとか、あるいは保育料について、どういう経済情勢だからどういうふうにするんだとかという最低と言われる部分、これは常に変化をするということで、その部分については全体的にバランスを見がてら考えていかなければならないと思います。しかし、財源があるのかないのかというのは重要な課題でございますので、この部分を見計らいながら、最低はどういうふうにしいくものなのか、それぞれ施策を構築していく中で当然見直していくべものだというふうには思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 税金の場合、払いたくても払えない人、何とかこういった方々に分割納付、またそういった手だてをいろいろとっていただきまして、払いたくても払えない人の救済を考えてあげてくださいませ。わざと逃げている、わしは払わんのだという人はまた別だと思いますが、本当に中には払いたくても払えない人、昨日の小寺議員じゃございませんが、必ずそういった方がおられると思いますので、お願いしたいと思います。

それと、今度は副市長に一つお願いがあるんですが、この税の納付で市役所の窓口を御利用なさった方々からよく言われるんですが、お金を持って納付しに行った、でも「はい、これ納付のお返しの紙ですから」と、その程度の対応しかないです。商売屋とは違いますから「ありがとうございます」は言う必要ないかもしれませんが、市民課で今、例えば印鑑証明とかいろいろもらいますね。あのときには「御苦労さま」とおっしゃられます。どういうわけかしりませんが、余分なこと、お金に関することはしゃべったらいかんよと副市長が指導しておられるのかしりませんが、税金を納付しに来られた方に「本日は御苦労さまでした」と、あそこに二、三人おられますがちょっとでも頭を下げていただければ、また次に納付に来るんだわと皆さん思われると思うんですよ。そういった心で、次のお金をいただくんだという気持ちで何とかできないものでしょうか。市民課のこちら側の印鑑証明・住民票の対応とこちらの会計の方の対応はちょっと違うように思いますが、納付されたあかしの領収書を渡すだけはいかにも情けないと思います。一言で結構でございます。「本日は御苦労さまでした」、これだけでもよろしいんじゃないでしょうか。そのように御指導をお願いしたいなと思います。ぜひともそれはお願いいたします、別に回答は要りませんので。

それでは、その次に移らせていただきます。

市長の方からもいろいろ言っておられました今後策定されますまちづくり基本条例、はっきり申しましたら瑞穂市の憲法でございます。これをつくりに当たりまして、市長の理念、そして信条、目的、目標、こういったところで賜れることがございましたらお願いしたいと思いません。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、棚橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員から、一昨年6月の定例会だったと記憶しておりますが、この問題について御質問いただきましてお答えした経緯がございます。その際は、市民憲章とまちづくり基本条例というようなタイトルだったと思いますが、瑞穂市を愛する市民憲章とまちづくりの基本条例と題して、つくってはどうかというような御提案がございました。その後、市民憲章は制定を見まして、現在さまざまな活用をいただいておりますのでございまして、そして将来を見据えたまちづくり基本条例はということでございますが、今お話がございましたように、新年度予算の中にも委員の報酬という形で盛り込んでおります。マニフェストにも掲げてございましたので、

今年度には形をつくりたいと考えております。

そこで、今後議会の皆様にもこのまちづくり条例についてお願いする必要もございますので、ちょっと時間が長くなるかわかりませんが、基本的な部分についてお話をさせていただきたいと思っております。

そもそもまちづくり条例の考え方でございますが、一般的にまちづくり基本条例は、まちづくりの基本理念や、それを実現するための基本原則、それから市民の権利や義務、市役所や議会の運営の活動、こういったまちづくりを進めるためのルールを定めるものとされておりますが、自治体によっては「自治基本条例」という名称でつくってみえる自治体もございます。しかし、このまちづくりについては、必ずしも定義が明確にはなっておりません。いろんな形の条例がございます中で、ハード面を中心にした考え方の条例があるところもあります。これは、土地利用、それから建物の建築等を制限したり、用途、それから色を統一したり、階層を統一したりとか、そんなような形で規制するような、一定のルール化をするような条例をつくっているところもございます。もう一つはソフト面に関する条例ということで、具体的には美しいまちをつくるか、瑞穂市もそういった条例をつくっておりますが、そうした理念を定める条例をつくっておる、そういった二種類があるわけですね。今回、本市が策定しようとしていますのは、まちづくりへの市民参加のありようと、それから行政が担うべき責務、そういったものを具体的に明確化していこうという考えの条例をつくりたいと考えておまして、この意味では、棚橋議員が以前御質問された内容に即した条例になってくるものだと思っております。

それで、地方分権が進みまして、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという地域主権が国の方からも言われておるようでございますので、そういった意向を踏まえた条例を全国の市町もつくっておるわけございまして、こうした時代の趨勢を踏まえて、市長の提案説明にもありました鳩山首相の「新しい公共」という概念にも結びついていくわけでございますが、こういったものを明確にしたいということでございます。

それで、現実的には庁舎内で基本条例推進策定委員会というメンバーをつくりまして、既にたたき台はつくってあるわけです。7回ほど開きましてたたき台をつくっておりますので、今後は、まちづくり基本条例推進委員会の委員さんを選任させていただきまして、その中で内容等について審議をしていただくという考えでございます。既に公募委員については5名の枠で応募を受け付けましたところ、4名の方が御応募いただきまして、4名の方については決定を見ておまして、あとは朝日大学より専門的な知識をとということで推薦をお願いしておりましたんですが、工学部の講師の方の御推薦を受けておりますので、あとは各種団体の方から選任をしていただくように今働きかけをしておまして、ちょうど今変わり目の時期でございますので、そこら辺から推薦が出てきましたら早々にでも委員会を立ち上げまして条例案について御審議をいただきたいと考えておりますので、今年度中には形を見るというスケジュ

ールを進めていくように頑張りますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） まちづくり基本条例、これは本当に素晴らしいことだと思うんですが、一つだけ心配しているのは、決められたけれども、どのように実行していくのか、どのように公布していくのか。例えば市民憲章、これは20年の9月だったと思いますが、多少私間違っておるかもしれませんが、最初のうちは皆さんいろんなところで御唱和いただきまして、ああいことをやっているなあということでしたんですけども、今やだれもほとんど市民憲章があることも知らないような状態になりつつあると。だけれども、市民憲章とまちづくり基本条例とは全然違うもの。例えば、市民憲章は一つの標語としてあるだけでもいいのかもしれませんが、極端な言い方をすれば。でも、それを形にあらわして実行に移していくのがまちづくり基本条例だと思いますし、基本条例ということは瑞穂市の憲法だと思うんですね。ですから、コンセンサスをいろいろ踏んでいってもらって、それでなおかつ、ここまでできたけどいうところでまた見て、本当にしっかりしたものをつくっていただく、それから公布をしていかないかと思うんですね。その公布の方法というのはどのように考えておられるのか、そこだけお聞かせくださいませ、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 市民憲章のお話ですが、今、文化協会で市民憲章の一条ごとを書道のコンテストの対象にさせていただいてやっていただくとか、さまざまな形で活用していただいておりますのでございまして、これをつくって、これはずうっと長く私たちが心にとめながら折々に活用していくものだと思いますので、すぐどうのこうのというものではないと思いますけれども、この理念を踏まえてまたまちづくり基本条例もできていくものだと考えております。

それで、今のPRの仕方ということでございますが、ただいま申し上げましたように素案ができておりますが、これはまだたたき台でございまして、これをもって制定ということではございません。審議会の方で十分に審議をしていただきまして、そしてパブリックコメントということで、ホームページや、そういった広報の媒体を通じましてパブリックコメントを行いながら、市民の方の御意見も聞かせていただきながら、さらに内容を検討してまいると。そして、できた暁には、先ほどおっしゃられましたように、憲法にも匹敵するような内容になるように条文等を精査しまして、それをまた折あるたびに市民の皆様方にも示していくという考えでございます。ですけど、これが具体的に市民生活にすぐ直結するとか、そういうものではございませんので、県内の多治見市さんの例を見ますと、多治見市さんは自治基本条例という形でつくってみえるんですが、自治基本条例とマニフェストと総合計画をセットで考えてみえる

んですね。多治見市さんの場合はちょっと特異な形でございますが、一番大きな項目に自治基本条例を掲げて、その次にマニフェスト、それから総合計画という位置づけをしているんです。選挙のあるごとに総合計画を見直すというスタイルをとってみえるんですね。当市がそんなふうにするというわけではございませんが、この3点セットというのは互いにリンクし合う位置関係であるほど重要なものであるということだけは御理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 市長が物すごく思い入れ深いと思うんですが、市長、このまちづくり基本条例についてどのような考え方をお持ちか、時間も少ないんですが、ちょっと簡単に市長の熱意というか、そういったところをお教えくださいませ。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、まちづくり基本条例の関係で御質問いただいております。私の場合、マニフェストに掲げまして、そしてそれをいつまでにやると。県内でも、全国でも、期限を切って掲げておるマニフェストといったらほとんどないわけございまして、これだけ何項目かにわたりまして期限を切って掲げるということは、職員も本当にえらいわけでございます。ところが、期限を切っておりますと、やらなくちゃいけない、そういう中でこの基本条例も掲げておるわけでございます。今、最終段階に入っておりますでございます。先ほど御説明を申し上げました、議員のおっしゃるとおり、市民憲章も制定をさせていただきました。それを今度は本格的なまちづくりの基本的な理念や、それを実現するための基本原則、そして市民の権利と責務、市役所や議会の運営、活動など、まちづくりを進めるためのルールを定めるものと先ほど申し上げたところでございます。それをしっかり皆さんの市議会等々の意見を聞いて、それをさらにパブリックコメントを行い、そして最終的に議会でお諮りをいただきたいと、こういうところで進めさせていただいております。概要もだんだん見えてまいりますので、それにあわせまして中間報告もさせていただけると思います。よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 新聞の報道によりましたら、このまちづくり基本条例の中に住民投票も含むとございましたので、よりしっかりしたものをつくっていただきたいなと思います。きょう質問いたしましたのが、並々ならぬいろんな人たちの意見を入れてやっておられるんだなということは理解できましたので、何とか本当にすばらしいものをつくっていただきたいと思います。

じゃあその次に、時間の関係もございますので移らせていただきます。

今、世の中はコンクリートから人への流れの中でございますので、いささか話がしにくいんですが、昨年、調査費が予算化されました 名前が決まっているわけじゃございませんが

穂積地区のコミュニティセンターにつきまして、私はこれはコンクリートとは思っておりません。人であると思っていますし、また最近批判の多い箱物でもなくて、地域のきずなが穂積地区コミュニティセンターじゃなかろうかなと思っています。これが昨年の予算で調査費がつかしました。今現在の進行ぐあいはどうのような状況でしょうか、お答えくださいませ。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 御質問の穂積地区のコミュニティセンターの建設に係る調査費ということでお答えをさせていただきます。

21年度の予算につきましては予算執行ができておりません。平成22年度の予算につきましては同額の予算ということで、議員がお示しされましたような330万円を計上しております。内容につきましても前年度と同様のものでありまして、具体的には丈量測量の委託料、不動産鑑定委託料、物件の補償調査委託料等を予定しております。合計で330万円であります。

進捗状況につきましては、この候補地として上がっております一体の地域の代替用地を含めまして地権者の御理解をおおむね得ておりますが、最終的な手続上の問題で売買契約という具体的な折衝、契約の段階までには至っていないという状況でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） このコミュニティセンターですが、いろいろこうやってやっているうちにどんどん年月がかかってきまして、それで住民の方々の考え方も多少また変わってきたような感じもしますし、それと同時に税金の方、またこちらに回せるお金も恐らくだんだん厳しくなってきたんじゃないかなと思います。それと、この前に完成しました本田コミュニティセンターでランニングコストも大体わかってきたと。そういったことを踏まえた上で、どんな規模でやったらいいのかどうなのか、とにかく周りから何か疑問が起こってきているのも現実だと思います。でも、例えばまちづくり基本条例の骨子の中にも多分あると思いますが、地域のきずな、これはこれとて物すごく大事なことだと思いますが、果たしてこれはつくっていいものかどうなのか、そういったことも一部の方が言っておられます。せんだっての議員さんも、ある方がそのようなことを言っておられた部分もございました。これに対して、これから今度330万の執行に当たりまして、今、ランニングコストも踏まえた上でどのようにお考えなのか、お答えくださいませ。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず、御指摘のありました事業化につきましては、平成22年度以降、

今お話のありましたように、財政的に厳しい状況ということもありますし、当穂積地区の候補地におきましては、近くに総合センター、あるいは市民センターといった既設の市の施設も存在しております。多く利用していただいているという現状だと思いますし、こうしたコミュニティセンターや地域の自治会公民館のあり方ということも踏まえまして、将来を見据えた見直しも必要ではないかと思っております。また、経常経費が非常に削減を求められている現状でございますので、地域には必要な、市民協働という意味ではコミュニティ施設としては大変重要ではありますけれど、今後施設の規模、あるいは地元での管理運営も含めた形で地域の方々等に十分御理解をいただきながら検討していく必要があると思っております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） 市長もお答えいただけるような感じだったので、お願いできませんか。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま総務部長の方からお答えをさせていただきました。穂積地域のコミュニティセンターの関係ですね、地域の皆さん方でいろいろプロポーザル的な形で、地域の方が寄っているこれまでに話し合いをしていただいた。本来でございますと、もう取り組んでおらなくてはいけないというような状況かと思いますが、御案内のような経済状況でございますし、財政状況でございます。この場合はちょうど、今、総務部長から申しました、周りには公共の施設がたくさんございまして、差し当たってどうしても困る状況ではございません。そんなところから、実は国土交通省関係の公園の整備計画も持っております。その一括交付金の中で、できるだけ国の方の補助の方法も考えてまいりたいというところから、ことは公園の整備もそれぞれの地域でございまして、優先順位を決めてというところであるわけございまして、あそこは公園をといいながら、その中にそういう施設をというところございまして、そういった考え方で、少しでも財政的に国の方の一括交付金が使えたらと、そういうことも考えながら整備をしていきたいなというところでございます。できることなら、本当の話が、330万円を見ております。そういうのを使いながら土地の取得ができないかというところで、いろいろ今考えておるところでございまして、決してあきらめておるわけございませぬので、ところが箱物としては本田とか牛牧のようなランニングコストのかかる大きなものは考えておりませぬ。周りにこういった施設がございまして、そこら辺のところはまたしっかりと御相談申し上げて推進をしていきたいと思っておりますけれども、そういう考えで、少しでも国の方の交付金というものを使ってできないか、そういうこともいろいろ今考えておるところでございまして、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 市長が箱物は要らんわとよく言われていたのでちょっと不安に思っていたんですけど、とにかくつくりますよと言ってもらえたのでまずは安心。というのはなぜかと申しましたら、幾つもの自治会がございます。あくまでも地域のきずなということで、たくさん自治会を結びつけるということで、私はすばらしいものになると思います。決して大きさをとやかく言うものではございません。当然ランニングコストも考えていただいて結構でございます。自治会で管理ができて、なおかつ自治会と自治会をつなぎ合わせるきずな。「絆」という文字は皆さん御存じのとおり、糸を半分です。その糸があって初めて各自治会がつながっていくものです。ぜひとも完成にこぎつけていただきたいと思いますし、決して箱物は嫌いだということで済まさないでくださいませ。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

瑞穂市は、この岐阜県におきましても、現在人口が増加している数少ない市でございます。そしてなおかつ、皆様も御存じのように、若い男女、そしてここ最近赤ちゃんを連れているカートをよく見かけますね。例えば、穂積駅でもそうです。エレベーターがついてから、カートに赤ちゃんを乗せてどこかへ行かれる方が結構おられます、以前の階段と違いましてエレベーターがつかまりましたので。それと、せんだって例えば汽車まつりのときでも、何人もの方が赤ちゃんを連れておられて、結構汽車まつりを楽しんでおられます。ところが、おむつをかえようか、授乳しようか、ミルクを飲ませようかとしても、どこの場所があるのか。ちょうど私、総合センターの方へトイレを借りに行きましたら、若い御夫婦が二、三組、申しわけなさそうに隅っこの方でやっておられるんですね。本当にこれだけ若い御夫婦がいて赤ちゃんが生まれてきているのに、まして少子化少子化と言われているときにこんなことでいいのかどうか、情けないと思うんですよね。どうかそういったところで、このまちの施設に、名前をつけるんだったら「赤ちゃんの駅」ですね。例えばもっと極端に言ったら、自分のおっぱいから赤ちゃんにお乳を飲ませてやりたいんだと、だけど恥ずかしくてそんなことでできへん、だけどこにだしたらこんな施設があるから私行けるわと、例えば図書館にそんな部屋があったとしますね。すごく安心じゃないですか。温かい、駆け込みやすい、それから給湯の設備がある、そういったところがあってもよからうと思うんですよ。珍しいですよ、これだけ若い夫婦が住んでくれて赤ちゃんをつくってくれるまちなんて。恐らく考えておられるかもしれませんが、私はそういう設備がこの瑞穂市にあってもいいと思うんですが、そういった御計画をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 赤ちゃんの駅というお話を今承ったわけですが、この施設につきましては、先ほど総合センターの方でもないという話でございますが、実は女子専用のトイレの中

におむつの交換所ということで、もう既に設置してあるところがあると思います。私は女性トイレへ入れませんのであまり目にしませんけれども、女性のトイレにはあります。そういったところを見ますと、今、ここの庁舎、それから巢南の庁舎、総合センター、市民センター、それから図書館もございませう。それから、北部・南部のコミセンにもおむつ交換所は設けてございませう。ただ、先ほど言われました授乳の場所ではございませうが、この件については相当市の施設はおくれておりまして、今のところ設置してございませうのは、本田コミセンと西部複合センターということになっておりませう。これは専用ということで設けてあるわけではございませうが、申し出によりましてそれぞれの部屋、あるいは会議室、相談室、そういったところを提供してまいりたいと思っております。早速工事に取りかかればいいんですが、お金もかかりますので、当面はそのような対応をさせていただきたいと思っております。

それから、そういった施設は総合センターにも設けてみたいと思っておりますが、先ほど言いました給湯の関係ではございませうが、大変これは難しい問題ではございませうが、衛生上の問題が非常にあるわけではございませう。哺乳瓶は熱湯消毒をしなければならないというようなこともございませうので、大変その辺には苦慮する部分もございませうが、今のところはポットをそれぞれの施設の事務所に置かせていただいて、それでは対応したいというふうには考えております。そういった意味で、今回、別府保育所の子育て支援センターではございませうが、そういったところも常時人がおりますので、そこを利用していただければと思っております。そのことを考えてみますと、先ほどの「赤ちゃんの駅」という名前、これもそういった意味では一度考えてみたいと思っておりますが、先ほどの話の中で、子供さんが大変生まれるということでございませう。本市についてはおおむね650名程度生まれておられるわけではございませうので、その辺も配慮しがてら、ユニバーサルデザインとして皆さんがどこでも自由に使える、そういったことを目指しがてら、それぞれの施設を考えがてら今後進めてまいりたいと思っております。以上ではございませう。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 総合センターの中にありますよ、トイレの中にありますよということですが、またほかにも本田のコミュニティにありますよということですが、瑞穂市の執行部の方は何か宣伝が下手なんですね。本当に下手なんです。何かかた過ぎるといふか、ここにありますがよもっと宣伝できるようにしなきゃ。それと同時に、その方々が本当に温かくて利便性があるように、トイレの横みたいな冷たいに決まっておるがね、はっきり言って。そういったことを女性の視点でもっと考えるべきだと思います。自分の子供をここでにおむつをかえられるか、ここでおっぱいを飲ませられるか、そういったことが考えるのが一つ。それと同時に、ここにこんな設備があります、ここにこんな施設があります、もっと市民の方々に宣伝をするネーミング。例えば、ばあちゃんが植え込みのところでは休んでいるとしますね。「ばあちゃん

駅」という名前でもどこかにベンチが置いてあるとしたら、おばあちゃんはそっちへ行きますよ。そういうネーミングをいろいろ考えないと。赤ちゃんの駅、ばあちゃんの駅、おじいちゃんの駅があったっていいわ。そういう市民の方々に自然と宣伝で広がっていくことを考えないかと思うんですね。例えば、まちの通りの名前でもそうですよね。何かちょっとネーミングを考えたらいい宣伝になると思うんですよ。これからはそういうことを僕は考えるべきだと思うんですね。私は本当にそのように思います。

特に、先ほどの市役所の会計課の窓口の問題でもそうなんですけれども、立場が違う人から見た場合どうなのか、こういったことというのは私は物すごく大事だと思うんです。副市長さんはどうしても役所にずっとおられた方だからお気づきじゃないかもしれませんが、例えば市長さん、それから私も、副議長さんでもそうでしょうけど、ちょっとこれはおかしいなと思うことは多々あると思います、それは商人の目から見た場合かもしれませんが。でも、私は思うんですが、副市長さん、先ほどの「赤ちゃんの駅」ということを取り入れてもらえたら本当にありがたいと思います。副市長さんがいろんな意味での役所における水戸黄門だと思うんですね、本当の話が。助さんが企画部長、格さんが総務部長ですよ。それで全般を見直して、ちょっと待ってよと。ほかのまちへ行っておってからこのまちへ帰ってきたと。「おい助さんや格さん、瑞穂のまちは空気が違っておるな、どうなっておるんじゃ」と、そうやって思うぐらい常にこのまちを見ておってほしいんですよ。外から見てどうまちがなっているのか、そういったことを見ていただいたら、このまちのどこをどういうふうにしたらいいのかと気がつくと思うんですね。だって、水戸黄門のテレビを見ておってくださいよ。助さん格さんが新しい村へ行く。「おい、この村はどうなっておるんじゃ」と。「代官が絞り過ぎじゃないかな」「谷が荒れておる、かわいそうじゃ何とかしてやろう」と、そういったこと。それに気がつくのが私は副市長の仕事だと思います。そういった意味で先ほどの「赤ちゃんの駅」、つけさせていただくんだったら「おばあちゃんの駅」、何とか実現してほしいし、それでいろんなところへ行かれてみんなで知恵を絞っていただきたいのは、売り込むにはどうしたらいいのか。まちがこれだけ素晴らしいことをやっているんですよ。だけど、みんな周知徹底できへん、参加者はこれだけだといって。何で徹底できへんかといったら、宣伝とか公布の仕方がうまくないからなんですよ。それが市長が以前言われた、役所は会社と一緒にだということなんですよ、外に売り込まない。そうしたら税金だったら、わしら世話になっておるで払いに行くわな、車をここにためておいてはよう行ってくるわと……。

最後にもう一度副市長にお聞きしたいのが、赤ちゃんの駅、それからばあちゃんの駅、これは命にもかかわってくることでありますので、やるという気持ちがおありかどうか、それだけお教えくださいませ。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 赤ちゃんの駅ということ、今の3点セットがあるわけです。それで3点そろうというのが原則だと思うんですが、それに沿うようなセッティングができればしたいと思います。

それから、ばあちゃんの駅というお話もございます。これについては、本来ならば道路の歩道、遊歩道、あるいはスペースがあるところにはそういったものも置いて、そこで地域の皆さん方が座談会でもできるようなことも考えなければというふうに思います。それで、役所の云々ではなくて、いろんなところにそういうオープンスペースができればそういうスペースも考えてもというふうには思っています。今、棚橋議員から指摘いただいたことにつきましては、いろんな施設、あるいはいろんなこれから計画するものについて、十分中に取り入れて検討してまいりたいと思います。いろんな御意見をいただきまして、ありがとうございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） どうも副市長、ありがとうございました。やっぱり副市長は瑞穂市の水戸黄門だと思いますので、どうかよろしくお願いいいたします。

それでは、これにて棚橋敏明の質問は終わらせていただきます。どうも議長、ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で棚橋敏明君の質問を終わります。

午前中は、傍聴の皆様方、大変御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。なお、まだ午後も一般質問を行いますので、ぜひ傍聴にお出かけをいただきたいと思います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。なお、午後は1時20分から再開をいたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時24分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、以下4点につきまして質問をさせていただきたいと思います。

その第1点目は新年度教育行政の方針につきまして、それから第2点目につきましては住宅用火災警報器設置について、3点目は単独事業補助金の検討について、4点目は公金の運用と調達の実績についてでございます。以上4点につきまして、以下質問席より質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、第1点目の新年度教育行政の方針につきまして、教育長に御答弁をお願いしたいと思います。

当瑞穂市は合併後7年を過ぎまして、この間には我が国では国際化と情報化、そして都市化と高齢化等々急激に社会情勢が変化いたしましたして、人々の価値観やライフスタイルも多様化してまいりました。それに伴いまして地域の連帯感の希薄化が指摘されております。また、少子化や核家族化の進行とともに、家庭や地域社会の教育力の低下も大きな問題となりつつあります。望ましい人間形成や心身の健全な発達が憂慮されるようになってきておるところでございますが、当瑞穂市は人口が増加の一途をたどっておりまして、たどっておる中においてもそれら種々課題を抱えておるところでございます。そういう中にありまして、瑞穂市の教育行政につきまして新年度、すなわち22年度の教育行政の方針につきましてお尋ねいたしたいと思っております。

なお、時間の都合もございまして、特に生涯学習関係につきましてを中心の御答弁を通告しておりますが、午前中、庄田議員から質問が出ました幼稚園、あるいは保育所の一元化の問題につきまして御答弁をいただいているところでございますが、それが私がただいま御質問申し上げる平成22年度、すなわち新年度の教育行政の方針の中身となるのかどうか、この辺も含めまして御答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育行政全体の方針と重点ということでまずお答えさせていただきます。

平成23年度以降に新しい学習指導要領で全面実施というようなことで、学習内容が大きく変わっていくという流れがあります。そういった中で、まず第1点は、教職員の指導力の向上という点が上げられます。平成21年、今年度より、小学校の算数、理科、体育、外国語活動に向けた授業案を作成してきております。中学校においては数学と理科の授業案ですが、平成22年度は残りの教科について新学習指導要領の全面実施に向けた瑞穂プランを作成するというところで、全県下に先駆けて瑞穂市独自の学習の指導の方向を策定しようとしております。それが大きな1点目です。

二つ目が特別支援教育相談の充実ということで、これは過去より教育行政の大きな柱ということで充実を図ってきておるわけですが、今年度4月より教育支援センターを立ち上げさせていただくことができるということで、その有効な活用を図るということも大きな重点となっております。

三つ目にふるさと教育の推進ということで、私どもはかつてより、地域の子供たちが地域のことをよく理解して地域を愛する、そしてやがて地域に貢献するような教育を施したいということを考えておりまして、現在ふるさと教育に係る各学校の実践を取りまとめているところで

ございます。来年度は全市的に、全小学校・中学校で共通してふるさと教育を展開するような仕組みも構築していきたいと考えております。22年度の予算の中に瑞穂史跡探訪というようなことでバス代を上げさせておっていただきますが、これは、どの小学校でも4年生になると、瑞穂市内の史跡やいろいろな場所を学んで瑞穂市をよく知るといふ活動の流れとして組んできております。このふるさと教育の推進ということに係って、一步一步でも前進をしていきたいと考えております。

それから4点目に、今、議員に御指摘いただいたような形で、講師間の連携強化と。これは幼稚園・保育所から小学校に上がった小学校1年で、先ほども述べさせていただきましたが、新しい環境になじめない子供たちの問題を解決するために、幼稚園の先生、それから保育所の先生、そして小学校の1年の担任等が連携を強化する。あわせて小学校の6年生と中学校1年の担任相互も連携を強化するというような形で、幼児、児童、生徒の一貫した教育を推進することがこの瑞穂市にとって重要なことであると思っておりますし、特にですが、幼・保から小学校1年への接続の小1プログラムの問題については大きな問題として今年度考えていきたいと思っております。幼・保・小の連携協議会というものを立ち上げるというように先ほど言わせていただきましたが、市全体としての協議会と、あわせて小学校区ごとの校区単位の連携協議会もそういう仕組みとして考えております。その他巣南中学校の特別教室棟の新築、それから、先ほどと重なりますが、教育支援センターの活用ということも大きな問題だと思っております。

それから、生涯学習に少し触れさせていただきますが、大変多面的にいろいろな事業を展開しているのが生涯学習課でございます。そういった仕組みも、ほとんど全員が総出で一つの事業に取りかかるということで、校区校区に出張るとかいろんな業務が重なってとても今整理がされていない状況でございますので、22年度には生涯学習課のスタイルをいま一度見直すことが必要かなあと思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまは生涯学習に関することと、私の方から確認いたしました幼保の一元化の問題につきまして御答弁いただいたところでございますが、その幼保一元化の問題につきましても、答弁によれば来年度、今からいう22年度の教育行政の方針の中に一部入り込むと、このように認識させていただいたところでございます。

さて、生涯学習の話に移りますが、先ほどの御答弁の中にもありましたように、生涯学習関係につきましては大変広範囲にわたりまして、いろいろな形で御努力、御尽力いただいているところでございますが、果たしてその広範囲の守備を現在のスタッフで賄い切れているかどうか

かいとう疑問は常々考えておるところでございます。例えば、代表的な例でいきますと、補助金の問題も後から質問いたしますけれども、社会教育の総務費を初め生涯学習振興費の予算化がなされております部分を再確認いたしますと、予算の指針である3%減ということが機械的に行われながら、昨年が例えば500万計上されておれば、来年度、22年度の予算は485万というような機械的な減額がほとんどでございます。果たして事業計画とかそういうことを十二分に査定の中で検討された上で予算化がなされたのかどうか、非常に疑問を抱くところでございます。今後につきましては来年度からいろいろ、今、教育長が御答弁されましたように、組織も一部変更するというようなお話がありました。そういう中でその部分が消化できていけば必ずしもこの部分が気になるではございませんけれども、今の段階におきましては大変気になるところでございます。

また、本来生涯学習というものにつきましても、税金を使って補助金を出して皆さんに頑張ってもらって、有意義な人生を送っていただく、あるいは子供についてもいろいろな観点から学校教育の、補助的な意味と申しますと語弊がありますが、その辺を補完する意味での学習の面に力を入れざるを得ない部分は認めるといたしましても、いかにも総花的で金がつぎ込まれているという部分に、先ほどの話ではございませんが、疑念、あるいは疑問を持っているところがございますので、今後どのような形でこの辺のところをきちんと今以上にされていくのか。例えば、先ほど申しました生涯学習地域振興組織補助金につきましては6自治区で毎年行われているわけですが、大変いいことではあります。この財政状況が厳しき折、盛んに昨日の議員の質問の中でも財政状況が厳しい厳しいという発言が出ておりました。そういう中であって、この部分をいかに削減していくかというのも一つの瑞穂市の課題ではないかなと考えているところがございますが、その辺につきましては副市長、あるいは企画財政部長に御答弁をいただければありがたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 少し私の方から生涯学習課の事業について触れさせていただきます。

生涯学習につきましては、平成18年度の教育基本法に生涯学習の理念が新しく位置づけられました。その第3条の中に「国民一人一人が」という書き出しで、途中ですが「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を図らねばならない」と、そういう教育基本法の改正、新設があったわけです。その文言をそのまま受け取りますと、あらゆる機会、あらゆる場所でその学習があるがゆえに、当然生涯学習に係っては多方面にわたる内容、場所等があるわけで、瑞穂市においてもたくさんの事業をやっておることについて、それを整理するという考えではなくて、それを生涯学習課の組織として、より効率的に指導・運営できるような体制にいま一度私どもの生涯学習課内部の組織を見直したいという教育長としての思いを持っておることとござい

いますので、誤解がないようお願いをいたします。

また、生涯学習振興費に係っては、いろんなものについてがそうだと思うんですが、生涯学習が最初に手引きをして一つの活動をつくっていくという、これが生涯学習の役目で、その後地域地域で自立して活動されていくようにいざなっていくのが本来の生涯学習課の役目ではないかと思っております。議員の指摘のあるように、今もそれを引きずって同じスタイルでかかっているということに問題があるかなあと、それも一つの事務事業のスリム化につながるかなあと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

再度御答弁いただきましてよくわかったと言いたいところでございますが、生涯学習とは、そもそも人々が自発的意思に基づいて、自己の充実、あるいは生活の向上、職業能力の向上のためにみずから学ぶ内容を選びとり、充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習であると記されております。それは自主的にみずからが行っていただく部分と、行政がかかわって行っていただく部分に分かれる部分も多分にあるかと思えます。ゆえに、今、教育長がまさしく御答弁いただきましたが、もう一度考え直していただきまして、ぜひ来年度はゼロの世界に戻っていただいて、そこからスタートするという感覚を備えていただくことを切にお願い申し上げるところでございます。

続きまして、生涯学習に関係がありますのであと 2 点御質問をさせていただきますが、旧巢南町にある、「森のグラウンド」という表現をして通告させていただいておりますが、「犀川グラウンド」というのが正確のようでございますが、この使用状況につきましてと、それからこれは借地でございますが、今後もこの借地を借り続けていくのかどうか、この部分につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 御質問のうち私からは、グラウンドの使用状況について答弁をさせていただきます、今後の考え方につきましては市長の方から答弁をさせていただきます。

私どもが把握しておりますのは森区自治会のグラウンドゴルフ大会、それと防災訓練が各 1 回ずつだけあります。

なお、このグラウンドにつきましては、使用の申し込み制をとっておるわけではありません。市民が自由に使える制度をとっているため、利用の確認ができていないのが事実です。以前は子供が遊んだり、キャッチボールをしたりしておりましたが、現在はあまり利用がないというのが事実でございます。以上です。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 森の犀川グラウンドについての具体的な御質問でございます。

実はこのグラウンドにおきましては、過去は少年野球、また地元のゲートボールと申しますと、ここは美江寺地区とか重里地区のゲートボール、そしてここでは毎年でございますが、旧巢南の方の水防訓練をこのグラウンドで実施をしておったところでございます。現在におきましては、森地域の防災訓練、そしてグラウンドゴルフとか、そしてまた美江寺なんかの子供たちが自由に遊ぶような格好で利用しておるところでございます。実は利用度も少なくなってきたということで、過去にもう返そうかというときもあったところでございます。このグラウンドの一体に竹やぶがあるわけでございます。ちょうどこのところに主要地方道の岐阜巢南大野線が交線として入ってまいります。この関係におきましても森の方の地権者の御理解もいただけるようになったということで、今、県の方に強い要望をいたしております。今、市の設計の見直しもされておるところございまして、こういった用地買収もまた取り上げられますとすぐに入ってくるわけございまして、それまでの間は市としてこういう形で、用地買収とのかみ合いがございますので、その間は今の状況でお借りしておかないとそのときに支障があると思っておるところでございますので、御理解をいただきまして、できるだけこういったグラウンドがあるということも皆さん御存じでございますので、もう少し有効に使っていただけるようにもPRをしながら、それまでの間、今のままでお願いしたいと思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ただいまの御答弁をお聞きしますと、利用は少ないけれども、いろいろな計画の中で借り続けておくことの方がベターであるという御答弁かと思いますが、ならばその間における利用度を増すような生涯学習課における考え方を、ぜひひとつ御検討いただくことを切にお願い申し上げておきたいと思えます。

年間113万9,266円という金額が出ておりますが、ほとんど使っていないところにそれだけの税金を毎年毎年お支払い申し上げているというのいかなものかという観点から、その辺を含めまして、教育次長さん、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから続きまして、これも生涯学習に関係があることでございますが、大月運動公園の整備費が予算化されていることは皆様御存じのとおりでございますが、この将来像につきましてひとつ御答弁を願ひたいと思えます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 新年度で大月運動公園の整備ということで予算化をいたしました。これにつきましては、県の事業で発生しました残土1万立米をいただきましたので、これを敷きならして周囲に擁壁を施して土どめをしたいということで、予算化をさせていただきました。

今後の利用につきましてですが、これは瑞穂市の第1次総合計画の中でも位置づけておりますが、将来的には多目的広場にしたいと考えておりますが、財政厳しい折ですので、当面は敷きならしをして駐車場、あるいは防災広場等として利用をしていきたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

これをもちまして、第1点目の新年度教育行政の方針についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、第2点目の住宅用火災警報器設置について質問をさせていただきます。

皆様既に新聞とかテレビ等々で御存じのとおりでございますし、昨年も小寺議員が御質問をなされておるところでございますが、高齢化の進展の中にありまして、平成15年以降、連続して年間1,000人以上の方が住宅火災で亡くなっていると総務省の方から発表がされておるところでございます。住宅防火対策はまさに重要な課題でございます。このような状況下にありまして、住宅火災による死者数減に有効である住宅用火災警報器等の設置義務化が図られ、新築住宅につきましては平成18年6月1日から既に適用されているところでございます。既存の住宅につきましては、来年の6月1日から岐阜県内すべての市町村で義務化されるために、早期普及及び強力に進める必要があります。このことが住宅火災による死者を減らす大きなかぎであると考えておるところでございますと同時に、そのように全国的にも考えられておるところでございます。したがって、当瑞穂市につきましては、この住宅用火災警報器の設置についての推進の対策、あるいは今後の推進方法等々についてどのようにお考えか、御答弁を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 住宅用火災警報器の質問に対してお答えさせていただきますが、一部先ほどの議員の御報告がありましたところと重複する部分があるかと思いますが、消防法の第9条の2の改正を受けまして、当市は、消防事務の委託ということで岐阜市の火災予防条例の適用を受ける地域ということになっております。瑞穂消防署の指導によりまして、随時住宅用の火災警報器の設置に向けての啓発をしていきたいと思っております。

先ほどお話のありましたように、新築住宅については18年の6月から既に設置の義務化がされておりますし、既存の住宅につきましては来年の6月1日から施行ということですので、5月31日までに設置をしていただくということになります。この制度は、先ほどお話のありましたように、住宅火災による焼死者、死亡者が少しでも減るということで、特に高齢者等が火災等の被害に遭わないという対策で始まっております。住宅火災につきましては、具体的な方策

としましては、死亡者の低減を図るという意味で、行政、消防署、それから消防団、女性防火クラブなどによります住宅用の火災警報器の早期設置に向けた啓発・普及等を進めてきております。

具体的に活動の内容としましては、瑞穂署、消防団においては、自治会の防災訓練、あるいは防災訓練時の防火講話等の際にそうしたPRもさせていただいておりますし、昨年秋に行われましたみずほふれあいフェスタにおきましても、前々年に続きまして警報器の展示、あるいはチラシ等の配布によりましてPRの実施をしております。防火クラブにおきましては、フェスタでの啓発チラシの配布、あるいはティッシュの配布等によりまして女性の立場から警報器の啓発を行っていただきました。こうした形で、先般行政におきましても、去る3月5日でございますが、岐阜市の消防本部が主体となりまして、消防庁の方から講師をお招きしまして住宅防火対策推進シンポジウムというのが開催されまして、こうした設置に向けての機運の一層の高まりを啓発するということで開催がされております。今後、市におきましても広報、あるいはホームページ等、自主防災組織等を通じまして、設置に向けての推進を図っていきたいと思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいまの御答弁によりますと、今後も引き続きそのPRに努めていくということでございますが、来年の5月31日までに設置義務が生じているわけございまして、必ずしもつけないからといって罰則規定があるわけではございません。しかしながら、県のまとめによりますと、昨年1年間に県内で火災で死亡した人は30人おるそうでございます。そのうち逃げおくれは9人、このうち65歳以上の高齢者が7人いたそうでございます。火災発生が早期に伝われば、早期の対応もできたと。必ずしも警報器がついていれば助かったとは言えないかわかりませんが、可能性は十分あったと。それから、昨年6月に瑞穂市内の難聴者の自宅で報知器が作動いたしまして、警報に気づきました近隣住民が119番通報をされまして大事に至らなかった、もちろん人命も被害がなかったと。また、各務原市におきましても、民家の台所の空炊きのなべから発火したことを警報器が察知いたしまして、気づいた近くの人らが火を消し、火災拡大を防いだというような記事が新聞に報道されておりましたので、既に皆様方もお読みいただいたかと思いますが、ぜひとも瑞穂市につきましても、全国平均は現状52%の設置率だそうでございますが、早期に設置率が高まるような啓蒙活動をさらにお進めいただくことをお願い申し上げます。

もう1点は、独居老人とか障害者の弱者などに対して、市がある程度の助成をしてでも促進をするという一つの手法もあろうかと思えます。この辺につきましても、当市の高齢者介護予防・自立生活支援事業実施規則というものが定められておまして、調べてみますとその中に、

火災警報器をつけるときにはわずかながら補助金が出る規定がございますけれども、近隣の安八町におきましては、上限3個までを限度として、1個につき個人負担は1,000円というような対策をとっている市町もあるということでございますが、その辺につきまして御答弁を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、火災警報器の広瀬議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

先ほども言われましたとおり、高齢世帯の住宅用火災警報器につきましては、21年の10月より瑞穂市高齢者介護予防・自立生活支援事業実施規則を改正させていただきまして、低所得者の高齢者の寝たきり老人や、ひとり暮らしの老人の方に、住宅用の火災警報器の給付を開始することになっております。現在、申請等がございませんけど、ひとり暮らしの世帯の人数としましても現在791人ということで確認をさせていただいております。今後につきましては、こういう制度もございまして、先ほど議員も言われましたとおり、広報等によって十分PRしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 近隣の北方町では、最近の新聞によりますと、75歳以上の独居、または高齢者のみの世帯を対象に250個分を補助するというところで、議会で予算案に計上・提案されたという記事が載っておりました。ぜひともこういうことにつきましても、先ほどの安八の話と同様御参考にされまして、対応につきましても十分御検討願えればと思います。

私自身も、先ほど総務部長がおっしゃっていただきましたシンポジウムにも参加させていただきまして、その重要性を再認識したところでございます。もちろん瑞穂市庁舎に御勤務の職員の皆様方も、あるいは我々議員も率先してこの警報器を早期に設置して模範を示さなければならぬと考えているところでございます。また、多治見市では民生児童委員がつけるお手伝いをしたり、いろいろな形で御相談に乗ったりしているというようなお話も聞いております。ぜひとも瑞穂市内におきましても、あらゆる機関を活用されまして、早期に火災警報器が設置されますことを切に切望するところでございます。

次に、単独事業補助金の検討につきまして質問をさせていただきます。

先ほど生涯学習のところでも少しそれらしきことを申し上げましたが、補助金査定に当たりまして民間の検討委員会を設置したらどうかという御提案を申し上げるところでございます。すなわち市が単独事業で実施している補助金の問題についてでございますが、市の諸団体に交付している補助金は例年大体79から80事業と承っております。来年度は大体経常的には4億1,000万ぐらいの補助金を予算化されているということでございます。補助金の受給団体も財

政が苦しいので、補助金に依存したいという心情も理解できないわけではありませんけれども、補助金がそれなりの効果が上げていることは否定しませんが、補助金を受けることに疑問のある団体もないわけではありません。一方、市の財政は、地方交付税の削減もあり大変な状況下に置かれておりまして、歳出削減の努力をしなければならないことは先ほど申し上げたところでございます。したがって、こうした実態を踏まえまして、補助金を民間の検討委員会で審査してもらうことについて提言いたしたいと思っております。

行政でも補助申請を丸のみにしているわけではないと思っておりますけれども、もろもろのしがらみもあって勇断を振るえないという場面もあるかと思っております。そこで、市内の有識者をもって構成する検討委員会を設置し、委員会で申請の事業内容、あるいは地域への貢献度、時代に合っているかどうか等々について審査してもらうことはいかがでしょうか。補助金の既得権益化を防ぎ、交付される側の意識改革にもつながるものと考えているところでございます。検討委員会を設置することにつきまして市長はいかがお考えか、その所信をお伺いしたいと思います。議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員からは補助金の御質問は昨年3月定例会にもいただきましたが、その際にも補助金の見直しが必要ではないかというような御指摘であったと記憶しております。また、先ほどの生涯学習課への補助についても補助金の意義を問われたものと思っておりますが、そもそも補助金とは、その一般的な性格として相当の反対給付を受けないものであること、2番目として交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、3番目として交付された金銭について用途が特定されるものであることと定義されております。こうしたことをかんがみますと、補助金は税金を原資とすることから安易に交付されるべきものではないということがうかがい知れるのではないかと思っておりますが、市では現在、補助金の目的を、一つ、団体を育成するため、二つ目として団体の活動を支援するため、3点目が事業を実施するため、4点目にイベント等の補助、それから5点目に一時的な建設補助というような目的で交付をしているのが実情でございます。すべて補助金に対する補助要綱を定めまして、その公益性や補助の目的の趣旨、それから補助の効果の観点から客観性、あるいはまた妥当性に配慮して予算化をしまして、そして申請に当たっては補助金申請書、そして事業計画書を確認しつつ補助の決定をしているところでございます。

補助金の見直しについては、既に当市では合併協議会や行政改革推進委員会の指摘も受けまして相当補助金の見直しを行ってまいりまして、事業対象や金額の妥当性についても鋭意努力をしまして削減をしてきておりますが、しかし先ほど来お話が出ていますように、市が現在直面する財政危機を踏まえまして、今後さらに一つ一つの対象事業に精査を加えながら補助対象の妥当性を検討すべきものと考えておりますが、今の現行制度の中で監査員からの御指摘等もい

ただいております。今の現行の制度の中で監査員さんから各種補助金についてチェックをしていただきまして、御指摘をされた部分もございます。今年度は福祉生活課、それから総務課、管財情報課、都市開発課、商工農政課、児童高齢福祉課、それから教育委員会の各課の重立った事業をピックアップされまして、それについて監査が実施されまして事業によっては指摘を受けております。こういったことから、既にある程度補助金に関しては御指摘をいただいている現状もありますし、今後も、先ほど来お話をさせていただいていますように、見直しも絶えずしなければいけないということで、第2次行政改革大綱を策定中でございますので、行革審の中でそれを明示しまして検討していただく場を考えておりますので、今の現行の制度の中でそういった市民レベルでのチェックをしていただける場があるということもございますから、その制度をまずもって十分活用しながら補助金の妥当性等について検討をしていただければ、御指摘のような組織をわざわざつくらなくても対応できていくのではないかなと考えておるところでございます。行革審については既に1回開きまして、第2次大綱を策定することについては御承認をいただいておりますので、今後また第2次大綱をお示しして、その中で補助金についても必要とあらば何回か開いていただいて検討していただくということも可能でございますので、そういった対応で当分の間は自助努力とあわせて市民の方のチェックもしていただくかなと考えておりますので、御理解を賜りたくよろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいまの答弁によりますと、当市における監査で十分機能しているというような御答弁ではございますが、私流に申し上げますと、監査は結果の監査でありまして、私が申し上げました検討委員会でも設けたらという提案は入り口の部分における検討でございまして、例えば今回の予算計上においても、庁内的には査定をされましていろいろな観点からきちんと計上していただいているとは思いますが、本当にこの金額でいいのかどうかというのを入り口の部分でチェックいただく機能が果たせないのかどうか、この部分の提案・提言をしたかったわけではございます。したがってまして監査は、すべての項目におきましてそうですが、結果論でございます。やったものについて正しく事務的にきちんと行われているかどうかというのが監査でございます。しかし、私が提言したものは、予算計上する前に検討委員会で検討して予算の俎上にのせるという意味での検討委員会でございますので、すぐ今つくるとは御答弁いただけないかとは思いますが、瑞穂市の補助金交付規則の第3条によりますと、補助金は公益上特に必要があると認められる場合に限り、財政の状況を考慮してこれを交付することができるという条項がうたわれております。したがって、この精神にのっとりまして、きちんとした補助金の対応をお願いできればありがたいと。いわゆる総花的な人気取りのための補助金、あるいは補助金の効果が上がっているかどうかの検証もなされずに次年度の補助金

の張りつけが行われていくという実態を改善しなければならんと思っているところでございますので、どうぞひとつ今後につきましては、担当部におきまして十分な御検討を願えることを御期待申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、公金の運用と調達の実績について質問をさせていただきます。

一昨年秋のリーマンショック以来、公金の管理、並びに運用に対する自治体担当者及びその責任者の不安は急速に増したと伺っております。多くの自治体が既に資金管理や運用の指針を定めておりまして、その指針の基本形では、地方自治法235条の4を基本といたしまして、元本を確実に保全するという原則を定めた上で、預金とか国債などの具体的な運用方法を明示しております。ただ、金融機関の経営破綻の懸念が再燃したことによりまして、預金の安全性とか、あるいは金融機関の経営上の不安とかがありまして、預金保護の対象を1,000万円と、その利息を上限にするペイオフへの対策がいろいろと講じられているのも避けて通れない悩ましい実態ではないかと考えるところでございます。

そこで、広瀬会計管理者に質問をさせていただきます。当市におけるこれら公金の運用と調達の実績につきまして、直近のもので結構でございますが、数字のお示しをいただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 広瀬会計管理者。

会計管理者（広瀬幸四郎君） では、広瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員言われたとおり公金の運用管理につきましては、地方自治法の235条の4項において、確実かつ有利な方法でやりなさいと規定されているところでございます。また、議員が言われたとおり、リーマンショック以来の不況の中で金融市場が自由化され、ペイオフの全面解禁がされた現在、公金の管理・運用はさらに慎重さが必要だと感じているところでございます。ただ、公金管理につきましてはローリスク・ハイリターンを目的としておりますので、経済理念から離れたような行為で行っているのが現状でございます。当市におきましては、平成16年度に瑞穂市公金管理運用方針、並びに瑞穂市公金管理運用基準に定めており、この規定に基づき公金の適正な管理・保管に努めているところでございます。

具体的には、関係金融機関の経営状況の把握に努めながら、ペイオフ相殺額を見越した定期預金の預け入れ、短期国債の購入など、安全な金融商品で運用に努めているところでございます。しかし、先ほど議員が指摘されたとおり、世界の同時不況、金融危機の情勢の悪化は依然回復の見込みがございませんので、当市の公金の運用にも影響しているのも現実でございます。

今年度の公金運用の利子は、ただいま御審議いただいております3月補正予算後のすべての会計を合わせて5,015万7,000円を計上させていただきましたが、平成20年度の決算額と比較しますと実に1,835万4,000円、率にしますと26.8%の減収を見込んでおります。さらに、22年度の当初予算額では、3月補正後と比較しますと3,105万9,000円、率にしますと61.9%の大幅減

収となると予測しております。

続いて直近1年間の収入状況でございますが、平成22年1月末の状況でお答えしますと、公金残高は全会計合わせまして116億6,892万円であります。そのうち定期預金で95億3,429万7,000円、国債で19億9,912万1,000円で運用しているところでございます。その運用の利子でございますが、2,113万8,000円が歳入として収入しておりますが、定期預金の利子が483万円、国債の運用利子で1,625万7,000円となっておりますので、よろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 御答弁ありがとうございました。

地方自治法施行令第168条の6では、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないと定められておりますが、ただいまの答弁から考えますと十分それは行っているものと確信するところでございます。

そこで一つお尋ねしますが、瑞穂市の場合、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関以外の金融機関に公金を預けて運用することができるのかどうか、あるいは調達も含めてその辺の対応はいかななものか、もう一度御答弁を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 広瀬会計管理者。

会計管理者（広瀬幸四郎君） 預け入れにつきましては、今、議員言われたとおり、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理で預けております。それで、今度は借り入れにつきましては、今、収納代理、指定金融機関、指定代理のそれぞれの方から借り入れについても入札を行いながらお金の調達を行っているところでございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） それでは、その調達の実績につきまして、数字面で御答弁いただければありがたいと思います。

議長（小川勝範君） 広瀬会計管理者。

会計管理者（広瀬幸四郎君） 借り入れにつきましては、昨年度、14億7300万の借り入れを行っております。今年度も11億8,400万の借り入れを行っていますが、事業の進みぐあいによっては若干変わるとは思いますが、一応現在は11億8,400万の借り入れを行っております。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 公金の運用・調達というものにつきまして詳細にわたって明らかにすることはいろいろな観点から、金融機関に与える影響、あるいは市民に与える影響もありますの

で、私が願うすべてを御答弁いただけるはずもないとは思っておりましたが、本日の答弁はこれで概略理解できましたのでそれで結構でございますが、参考までにある自治体の事例を申し上げて最後の質問とさせていただきます。

例えば、平成21年度とか20年度の資金管理計画成るものを立てられまして、資金の運用基準を具体的に示している自治体がございますが、当然当市におきましてもそのようなことはされていると思います。ただ、その中で目新しいことは、「はしご型運用」といいまして、専門用語では「ラダー型ポートフォリオ」という言葉がございます。一括運用と組み合わせた最短満期から最長満期までを均等配分する運用方法でございます。管理コストも安く、収益性と、あるいは金利変動への対応力のバランスにすぐれているとされております。その方法を採用いたしますと、その採用した自治体は前年度より相当利回りが向上したという事実がございます。もちろん、当然のことながら運用収入も前年比より上乘せできたということでございます。

また、近隣の各務原市におきましては財務4表を公表しまして、市の健全性を銀行にアピールし、調達金利を低めまして、年間約1億円の支払い利息を軽減できたという記事が平成21年3月26日の岐阜新聞並びに中日新聞に掲載されております。各務原市に行きましてそれを聞き取る時間の余裕がございませんでしたので、その詳細はお任せするにいたしましても、当時の指定金融機関は当市の指定金融機関と同じ指定金融機関でございました。したがって、瑞穂市も非常に財政は健全性を保っております。その辺を強力に指定金にアピールされまして、調達金利の低減にお努めいただくことをこの場をかりてよろしくお願ひしたいと思うところでございます。

もう1点、公金の運用体制につきまして今後について申し上げますと、資金管理部門に金融業務に関する一定の知識やノウハウが不可欠な時代に突入しております。したがって、この分野の専門家を長い目で育てるということも非常に重要なことでございますし、金融業界とのコミュニケーションをさらに深め、人事交流や人材の受け入れを通じまして、金融をふだん着で語れる環境を役所の中に醸成していかれることを切に切望するところでございます。

長年にわたりまして瑞穂市の財布をきちんと管理いただきました広瀬会計管理者には心より敬意を表しまして、次なる会計管理者に十分お伝えいただきまして、瑞穂市の発展に御寄与いただくことを祈念いたしまして私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で広瀬武雄君の質問を終わります。

次に、9番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、3点について質問いたします。

質問事項は、22年度の予算、2番目にみずほバスの運行について、3点目が本庁舎周辺の整

備工事についてでございます。

まず初めに、平成22年度の予算について御質問いたします。

平成19年の5月に就任をされて以来、3年が経過をしようとしているこの間において各種事業の展開をされてきておりますが、私から見ますと、ややもすると目先の事案であると、つまり選挙公約の24項目の実行が優先されていると私は思います。他方、新市総合計画では、すべての市民が安全で安心に暮らせるまち、そして地域の人や力を生かしたまちづくり、また行政と連携しながら自立できる社会の形成が不可欠であるという内容となっております。

そこで、これらの経緯を踏まえた予算となっているものとは存じますが、その基本方針、基本理念についてどのようにお考えになっているのか、これがまず1点でございます。

そして、瑞穂市の今後のあるべき姿といえますか方向性でございます。要は10年、20年先の将来を見据えた各施策となっているか。所信表明では、一般会計予算は150億3,900万円の前年度比マイナス8.1%の2年ぶりの減額予算で、緊縮型予算であると言われております。また、2月27日の新聞報道では、大型事業が完了し、今後は整備を進める下水事業を見越した堅実型の予算編成となったとの記事内容でございます。

そこで緊縮型、あるいは堅実型予算とは何をもっておっしゃっているのか、また何をベースに指しているのか、これをお尋ねしたい。

それから3点目でございますが、当市の財政力指数、平成20年度では0.881、21年度では予測としては0.854というふうに聞いております。県では0.51、あるいは市町村の平均をしますと0.64と比べますと当市ははるかに高いと。県内では、御承知のように各務原市、あるいは岐南町が不交付団体でございますけれど、当市は21市からしますと5番目ということで、指数が高いということです。20年度は0.88ですが、例えば19年度でありましたら0.906ということで高いわけです。けれども、20年、21年となってきますと年々低くなっていくということは、収入に対して需要額が大きくなったということが原因であるということです。この要因となっているのは、市長さんも御承知だとは存じますが、例えば19年度の当初予算は151億円、20年度は137.8億円、21年度当初予算は163.6で、今回、22年度については150.39億円となっております。21年度と22年度の当初予算の比較をしますと、21年度よりは13.2億円の減額となっております。これの数字を見ますと、偶然にもこの151億円が平成19年度の当初予算と全くぴったりといくような感じでございます。つまり、21年度と22年度の差額分を除いたお金が22年度の予算ということでございます。しかし、22年度は国の交付金、あるいは県からの交付金は21年度より増額をされております。額としては8.8億円ふえておるわけですね、去年よりは。にもかかわらず今年度の予算が少ないということ。財政が厳しい厳しいと言っておるんですけど、厳しいのはだれでもわかるんですよ。こういうときに財政出動をしてやるのが行政だと思うわけです。こちら辺についてお答えを願いたい。

それから4点目ですが、財政が厳しいという話を最優先に言われていますので、そこはある程度理解はしますけれど、住民生活などに不安を抱かせるということではなく、先ほど言いましたように、行政はこの時期に積極的な予算編成をする、これが住民サービスではないでしょうか。3月9日に内閣府が1月の景気動向の指数を発表しました。この間、10ヵ月連続上昇をしており、リーマンブラザーズの経営破綻を引き金とした世界的な金融危機が起きる直前の08年の8月の水準をもう上回っていると、景気が回復しつつあるというふうに言っております。このような状況にもかかわらず、当市の財政予算ではますます経済が悪化し、雇用不安で非正規雇用者や失業者、そして自殺者が増大する、住民へのきめ細かなサービスができなくなるということは必然的でございますので、したがってこの時期に思い切った財政出動が必要ではないかと考えておりますので、早急に補正予算編成に取り組んでほしいと思います。

それから5点目ですが、税の問題です。税の使用についてお尋ねしますが、国は国民の生活が第1だと、そして命を大切にす各施策を掲げて実行しつつありますが、当市の実情を見たときに、果たして皆さんの血税が公平に公正に使われているでしょうか。例を申し上げます。この瑞穂市には市所有の未利用地の土地が非常に多いと。それから、急に降ってわいたような本田校区ですか、その中で教職員の駐車場の土地を買ったと。全然話もない中にぼっと買ったという話が出てきました。それから、下水道加入の促進を図るために、使用料金の値下げを20年の6月か7月ごろから行いました。果たして加入していただきましたでしょうか、多くの方が。また、安心・安全なまちづくりということで街路灯の無料化をしました。2,500基ふやすという話でした。毎年5,500万を3年間使うということですね、6,000万使っています、工事がされている。その後は維持管理で2,600万ぐらいかかりますよということです。あるいは、保育所の整備がございます。鉄骨づくりや昭和四十五、六年の建物、穂積や牛牧の第一ですか、そういった本当に耐震に耐えない古い設備の整備がおくれていると。また、公共施設の未設置の地域の整備、こういった問題。これは一部でございますが、瑞穂市の地域、28キロ平米の中で5万1,000人の方々に本当に税が公平に公正に使われていると言えるでしょうか、疑念を抱くところでございます。行政としてどのように考えておられるのか、この御所見を聞きたいということで、5点申し上げましたので、関係部長、あるいは市長から御答弁を願いたいと思いません。以下については質問席からいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、お答えをさせていただきたいと思いますが、非常に盛りだくさんな内容をいただきましたので漏らす点もあるかわかりませんが、その点は御容赦ください。

まず、基本的な考え方の面ですけれども、今のお話を伺った段階では、市長のマニフェストが先行しているのではないかというような話でございました。マニフェストと総合計画の位置

関係、あるいは新市建設計画の法律的な位置関係だけ説明をさせていただいた方がマニフェストの位置づけが明確になりますのでお話をさせていただきたいと思いますが、御承知のように、瑞穂市が誕生するに当たりまして合併協議会ができて、そちらの方で新市建設計画というのがつくられたわけですね。これは、合併特例法の規定が5条にありまして、市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより作成するものということになりまして、1号から4号までの項目があって、この規定によって新市建設計画ができたということです。それから、総合計画は地方自治法の規定なんですね。地方自治法第2条第4項にありまして、市町村は議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという規定があるわけですね。それで、この総合計画をつくる上においては、当然前段に新市建設計画があるわけです。それを踏まえて総合計画はつくられてきたと。市長のマニフェストは、そういった経緯を踏まえてできた総合計画を順序立てするためにつくったというようなことを御自身もきのう答弁されてみえましたんですが、そういった一連の流れの中でマニフェストが位置するということでございます。ですから、決してマニフェストがひとり歩きしておるわけではなく、新市建設計画とか総合計画に即してマニフェストが位置づけられているということだけ認識をいただきたいと思います。

そういった観点でこのお話が進むわけでございますが、そうすると第1次総合計画の中でどういった事業が網羅されてきたかということになるわけです。その事業は、今、優先順位をつけられて実施されているわけでございますが、それは前段のお話でございますが、あと8.1%の減額になったという経緯は、国・県の補助金が増加しているにもかかわらずなぜかというような御指摘だったと思いますが、これはまさに新年度予算の予算概要の中にも示させていただきましたんですが、確かに国庫補助金・県補助金はふえています。ですが、この中に入り込んでいるものを検証しますと、例えば国庫補助金は例の子ども手当の関係で来ておるのが8億、そういうのが入り込んでおるわけです。ですから、金額的にはふえています。それから、県についても、きょうの質問にもございましたように、県支出金の中でありましては安心子ども基金の県補助金の9,500万とか、それから緊急雇用創出の1,100万とか、さらに国勢調査とか、それから参議院選挙なんかも、こういうのが入り込んでおるわけなんですね。こういった金額を除きますと、経常的な収入は県の方で問題がありましたように下がっています。現実的につかんでいる数字では、21年度補助の中でざっと7,000万ぐらいだと思いますけど、そのぐらいい下がっているわけなんです。ですから、そういった状況の中で新年度予算の編成をしなければならぬということでお話をさせていただきまして。さらに、税収が昨年度と比して4億円の減収になっています。前年度も既に2億円減収していますので、都合6億円の減になっておるわけです。そういった状況をかながみますと、前にも概要でお知らせをさせていただきました

ように、平成19年に三位一体改革で税源移譲がなされてきた、その当時の税の総額では下回る結果になるということで、そうした状況をかんがみると、どうしても身の丈に合った予算編成をせざるを得ないということで緊縮型という形になったということでございます。

きょうの建通新聞に市の概要の件で市長インタビューという記事が載っておりますが、その中でも掲載されておりますが、なぜ緊縮型になったかということは、将来を見越した事業展開の中で、今はある程度、新市建設計画で網羅されました必要な箱物等は整備されてきてめどもついたということで、これから次の第2ステップで新たな瑞穂市の展開の中で必要な事業を行うためには、今、身の丈に合った財政規模に戻して、今後新しい事業をどのように展開するかということを皆様方にお諮りしながら進めていくというような記事が書かれておったと思いますが、そういった意味での予算編成がなされたということで御理解をいただきたいと思います。細かな漏らした点についてはまた自席で答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 財政の問題、大変厳しい状況でございますので、私はこのようなことを思っているということをお話しさせていただきたいと思います。

地方自治法の第2条において文章的には表現をしてあるわけですが、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域における事務及びその他の事務で法律またはこれに基づく政令により処理することとされるものを処理するということになっていきます。その規模、または性質において、当該市町村の規模、能力に応じて処理することということも言っております。それから、第14項におきましては、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。また、第15項では、常に組織及び運営の合理化に努めるなど、地方公共団体の運営の基本理念など基本的な事項が規定されてあります。また一方、地方財政法によれば、地方公共団体は、その財政の健全な運営の確保に努めるものとする。3条には予算編成として、法令に定めるところに従い、かつ合理的な基準によりその経費を算出し、これを予算に計上しなければならない。また、年度間の財政運営の考慮として、当該年度のみならず翌年度以降における財政の状況も考慮して、その健全な運営を損なうことがないようにしなければならない。予算、財政についても、いろいろと法にうたわれております。

また、地域の皆さん方からは、先ほどの松野議員のような御意見をいただいておりますが、その御意見も年々いろいろ変化してきております。私は第1に考えますのは、やはり財政は健全であるということでございます。先ほどの事業内容で予算のことでございましたが、市の総合計画に沿って、あるいは新市計画に沿って、年次別に、また時系列的にさまざまな角度からその事業を考えて計画して予算化をしておるところでございます。それにつきましては、やはり財源でございます。財源が特にないと仕事はできません。そういった意味で財源が常に

変化をすると、毎年変化をしております。特に今回のように国の政権がかわって、補助金のあり方とか、あるいは子ども手当とか、いろんな内容で変化をしてきております。また、地方交付税の考え方も、けさの新聞にも載ってございましたように、小さな地方公共団体には厚く配分をしたいというような新聞も出てございました。そうした意味においても、経済の動向というのが大きくかかわってきております。財政面から見れば、先ほどの話ではありませんが、一定の右肩上がりの財政が確保できれば計画的に物事は着実に進んでいくだろうと考えます。しかし、ことしの税収は、予算化されたものを見ていただきますと、昨年と比べて4億円、あるいは20年度と比べて7億8,000万と減少というふうに来ております。この減少の額は17年度の歳入の額と同等というふうになっております。

先ほどの財政力指数でございますが、0.88ということでございます。先ほど言われましたように、県下で5位という高い位置に来ておるわけでございます。この財政力指数と申しますのは、国の一定の基準の見方の一つの方法でございます。この0.88によって瑞穂市が、住民から、皆様方から見て云々ということではないような気がします。これは国が統一して、それぞれの自治体のバランスの中の数値を見出すようにということの、あるいはまた財政力指数のことは交付税の算定に当たって一つの指標として用いているものでございます。先ほど広瀬議員からございましたように、本来なら4指標をお示しして、貸借対照表とか、あるいはコスト計算書とか、そういったものを提示して皆様方に十分御説明するのが本位だというふうには思います。そういった意味では、今年度予算化をさせていただいておるわけでございます。

それから、マニフェストと総合計画の話で少しお話がございました。この分については、皆様方にお配りしてございます今年度の新年度予算の予算概要でございますが、それぞれの総合計画の基本計画に基づきまして、第1章1節とか、いろんなところで表現をさせていただいております。その中にマニフェストはたくさんあるわけではございません。その部分がそれぞれに計上しておると思います。偏っておる部分はあまりないと理解しております。

それからもう一つ、財源の話もございしますが、歳出とかそういったものの内容を理解していただきたいと思うわけでございます。それは平成16年度の決算、合併して1年目のときでございましたが、このときの税収は決算によりまして58億1,700万でございました。今回、この予算でお示しさせていただきました市税は59億でございます。そうしますと、税収にしましては平成16年度の決算の額と同額ということでございます。その間には三位一体で税収は上がったことになっておるわけでございますが、実際に今年度の状況は16年度の状況と変わらない状況でございます。しかるに今度は歳出の方を見ていただきますと、16年度においては民生費が30億でございました。今年度は53億という民生費の伸びをしております。この分については、それぞれの施策に基づいて上昇しておるわけでございます。その辺の内容については民生費の方でそれぞれ項目が掲げてございますので、十分ごらんいただければどこの部分にどの額がとい

うことはわかるようになっておるわけでございます。そういった意味でございますので、土木費についても16年度は決算では15億ということでございます。しかるに、民生費が大きな伸びをして支出の構造が変わっておるわけでございます。

そういった意味で、議員御指摘のように、お金を出してもっとやればいいじゃないかということもございますが、このまちの財政の内容を考えてみますと、今年度の予算を私なりに試算をさせていただきました。経常経費的にはマイナスになっておるわけです。16、17、18、19、20、21と来ておりますが、16年から21年は、経常経費的なものを計算しますと皆プラスで出ておるわけです。今年度、22年度の予算につきましてはマイナス12億というふうに出ております。この試算につきましては、歳入から繰入金というものを基金から持ってきます。それから起債、借金をいたします。そういったものを除きます部分が本来の身銭になるわけでございますが、そういうものを控除させていただきますと118億になります。そして、今度は建設基金というものがございまして、これは借金でペイになるわけでございますが、それを引きますと130億でございます。118億から130億の支出を引きますと、おおむね12億ぐらいが経常的にたまたまこの年にはマイナスの要素が出ておるといことが計算値では出てくるわけでございます。

このまちが継続的に健全財政を保っていくためには、急激な変化に対応できないことではなくて、財政調整基金とかいろんなものでカバーし合っただ中で行こうと考えておりますが、しかるに市長のマニフェストではございませんが、経常的な仕事はまだまだあるわけでございます。きょうの質問の中にもありましたように、教育委員会におきましては児童・生徒数の増に基づきます校舎の増改築が目前に出ておるわけでございますので、また治水とかいろんなものが、まだまだやらなければならない事業があるわけでございますので、そういった面を踏まえて今年度は、私どもでいう緊縮型の財政とさせていただいたところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 副市長が総括的に答弁をされております。要するに財政は厳しいということは何れでもわかっています。わかっているけど、皆さんからいただいた税金は、やはり市民のために公平・公正に使ってほしい、これが第1点。何々事業だ、学校をつくらんならんとか何とかとわかりますけれど、そういうところを理解して税を保障してほしいと。そして、地域間の格差をなくして、地域間の格差があるという話をされていまして、そこら辺も是正をしていただくということでございます。

続きまして、時間もあれですが、平成22年度の予算査定については、特別会計、あるいは一般会計を含めて、事業仕分け、あるいは行政総合評価等を入れてやられたと感じております。特異的なことがあれば聞きたいんですが、この事業仕分け等は多分市の職員といたしますか、部

長、あるいは副市長、市長さん等で、要は部内で行われているということですので、これではだめだということです、私が言うのは。今後は有識者を外部から入れて違った視点でやる必要があると。それを例えば公開の場でやっても結構ですけど、そういう評価することを今後市長さんはどのように考えてみえるかということをお聞きしたいんですが。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 事業仕分けの話ということだと思います。

今、予算査定の話がございました。予算査定は、私もやらせていただきますが、市長も、あるいは担当部長も、それから課長も、それぞれの担当職員も、それぞれの課、あるいは部長査定というものがございます。一番事業内容がわかっているのは担当職員だと思います。課長もそれぞれの担当の中でお客さん、あるいは納税者からの苦情、あるいはいろんな情報というものは当然知っておるわけでございます。そういった積み重ねの中のお話を表現させていただくために予算査定をさせていただいておるわけでございます。担当部長につきましては、部の中のそれぞれ内容がそれぞれリンクしておるのか、あるいは担当者が本当にそれができておるのか、そういったことの積み重ねがこの予算査定、あるいは予算化になっていくものだと思います。

それで、公開していい部分と悪い部分があると思います。例えば、予算査定の段階で、ことしはあそこの土地を買いましょうとか、ああいうことをしましょう、ここをやりましょうというような表現をさせていただくとすると、それがかえって情報公開がいいのかどうかという部分もあるかと思います。今回の予算につきましては、県・国と違わせて、それぞれの箇所づけを考えた内容が中に入っておるわけでございます。そして、弱者というようなことを考えていくときにも、そういった具体的な事例が出て特定できてしまうようなこともあるわけでございますので、一概にオープンというのはいかがかなと思います。ただ、部分的にそういったことの導入も考えなければなりません、その辺のバランスというのは大変難しい部分があるよということを御承知おきいただきたいと思います。私の方はやらないとかやるとかということではなくて、そういったことを考慮しがてらまた考えてみたいと思います。

先ほど奥田部長から話がありましたように、行財政改革の中とか改革集中プランの中で、それぞれの委員さんにもそういった内容は十分御審議していただけていると思っていますので、十分な御理解が得られないかもわかりませんが、ひとつ御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 一挙に飛躍した話はちょっと大変だと思いますけれど、予算を査定するときに自分の部のお金の場合は、他の部の方から違った目で見ると、そういう方法もいいと

思うんです。自分の中でやっておっちは何もなりません。急遽有識者を入れるという話は難しいかわかりませんが、やってもいいですよ、全国に先駆けて瑞穂市はやったというなら日本一でしょう。そういうことも積極的に今後考えて取り入れていただきたいと思います。

それから次は、社会福祉施設を整備するという話がございまして、すみれの家に関係でございまして、1億数千万円の工事費がかかって、市から2,700万円の補助金を出すという話になっております。その補助金の決め方だね、2,700万円。すみれの家の話は、以前機会があったときに聞きましたら、本体工事の方だけの補助金だと聞いておったわけですけど、内容を分析していきますと、外構工事のほかに備品とか設計料とか何やらいろいろ入ってくるわけです。そちらまで踏み込んだ補助金というのは適正なのかなあと疑問を持ったものですから、ひとつ市の考え方を聞きたいということです。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 社会福祉協議会の方への、今回の福祉作業所建設に当たっての補助金の話というふうに。

これにつきましては、過去からいろいろお話をさせていただいておりますが、平成20年3月議会のときでもありました、答弁をさせていただいた部分もあろうかと思いますが、御承知のとおり、特別支援学校を卒業される皆様方、あるいは入所されている人たち、障害を持ちながら住みなれたこのまちに住みたい、ここで生活をしたいというのが本来の願いではないかと思っておりますし、お話を聞いてみますと親さん方からもそういう願いが多いわけでございます。そういった意味で、福祉施設を整備をさせていただいているのが現状でございます。

今現在でございます豊住園とすみれの家でございます。これにつきましては、もう既に10年以上経営をさせていただいておりますが、これが今回見直しをしてはどうかということでございます。それは皆さん御承知のように、自立支援法という法律が成ったわけでございます。これは、民間でも自立支援法の適用を受けて社会福祉法人が経営している施設はたくさんございます。これが自立支援法の前の法律に基づく経営をされてきた場合と、今回新たに自立支援法という法律に移行して国は考えておるわけでございますが、まだ完全に移行にはなっておりません。

今回、すみれの家のお話をさせていただきますと、小学校の敷地内でございますが、相当老朽化してきたという話、それから教育施設の中にそういった障害施設はどうかというようなことでもございました。そしてまた、新たにJAの用地を取得したわけでございますので、そういったことを考えた中の一環としてそういう計画がございまして、今回すみれの家を移転させていただくわけでございます。移転に当たっては、先ほど言いました自立支援法に基づいた施設として設置をしたいということでございます。これはちょっと言葉があれですが、日中活動系サービスの生活介護として「就労継続支援B型」というふうに称されるものでございます。今現

在は、先ほどもお話ししましたように、豊住園、すみれの家というのは市単独の経営をやっておるわけですので、その維持管理費については全額市費で支払いをさせていただいておるところでございます。今回の自立支援法という法に移行することによって市の経営はどうかといえますと、おおむね今支出しておるのは4,300万円だったと思いますが、3,000万円ぐらいが経営のお金として国・県から負担金として交付が見込まれます。ということで、実質的には1,000万円程度のお金になるのではないかなと想定をしております。

今回の経営のあり方につきましては、このすみれの家と豊住園、両方を自立支援法に基づく施設にするということで、それに合わせて両方を今回改築、あるいは新築をさせていただきたいと思っています。それによりまして、現在の豊住園は20名から25名へ、すみれの家は15名から25名ということでございます。それで、今度は事業主体が瑞穂市の社会福祉協議会が運営をみずからされるということでございます。そうしますと、国・県の方からこの建物の建築費用に対しておおむね50%のお金が社会福祉協議会に交付される。金額は、総額が1億5,000万でございます。国・県から見ておりますのが7,800万、半分ぐらいは来るだろうと社協は考えております。それから、社会福祉協議会として自己負担として、1億5,000万のうちの約30%、4,000万から5,000万程度の範囲の中で社会福祉協議会がみずからお金を出資すると。これが大体4,700万というふうに聞いております。国の補助金の7,800万円の算出に当たりましては、国の補助交付要綱がございまして、全部補助金の対象になる建物ではなくて、中の設備とか一部外構工事とかそういうものは補助対象にはなりませんので、その省かれた部分について市が補助をしてはどうかということでございます。そのお金がおおむね2,700万だったと思いますが、費用でいくと18%ぐらいの算出になるかと思っております。この部分につきましては、社会福祉協議会のみずからお金をもうけるのではない、皆さんのために働いていただく施設としての経営でございます。

議長（小川勝範君） 副市長、簡潔に。時間がございません。

副市長（豊田正利君） そういった意味でございますので、補助金については何も特定の団体に交付するわけではないと理解しておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 社協は自己資金を持っておるわけですね。要は、1億なら1億持っておると。そこで4,700万が出せんで、あとは市で出してくれというようなふうに私は考えたわけです。これではだめだということを申し上げておるわけです。適正に補助金を出しておるかということを質問したわけです。

次は、みずほバスの運行ですが、これは公共交通会議で話をされて、2月・3月の広報の中

で見直しした部分についての御案内がされております。最終的にこれはどこどこがどう変わっていつから実施をするのか、確認したいです。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） みずほバスの運行の見直しに向けました瑞穂市地域公共交通会議は、岐阜運輸局、警察署、それから岐阜土木事務所等関係機関、それから岐阜大学の有識者等を構成メンバーといたしまして、21年の11月9日と12月24日の2回にわたりまして地域公共交通会議を開催し、御協議をいただきました。その主な内容としましては、3点ほどありますが、1点目が牛牧・十七条線をほづみ園からプラント6まで東へ延長したということが一つ。それから二つ目が、バス停の名称変更を協議いただきました。名称変更としましては、現在使用していない事業所名が残っておりまして、今回の見直しの時点に変更したということです。具体的には、「三興紡績」というバス停がございました。これを「本田郵便局前」、それからもう一つ「唐栗農協前」というのがありまして、廃止に伴いまして「唐栗口」というバス停の名称に変更をいたしました。それから3点目につきましては、現在も行っておりますが、路線バスの路線図を表示しておりますチラシの表示の内容を一部見直しをかけたということでございます。内容は、路線図のチラシの中に、市内で入院可能な病院機関等の了解を得た上で施設の表示を行ったということです。それから、市内の大型スーパーの店名をチラシの中に入れる。それからもう一つ、民間バスですが、これは通常の岐阜バスが運行しております路線バスですが、朝日大学のスクールバスと大野・穂積線、美江寺・穂積線の通常の路線バスの表示も同時に新たに加えたということでございます。

次に、実施の時期についてでございますが、運輸局等の許可等もありまして、平成22年の4月1日から新しいコース、新しいバス停等で運行をしていきたいという計画であります。これに向けて市民、利用者の皆様方に新しいみずほバスの路線図・時刻表を4月広報と同時に全家庭へ配布をするように準備を進めております。これまでも広報「みずほ」で11月号から5回ほどにわたりまして「みずほバスニュース」ということで連載を行ってきましてけれど、今後もホームページを利用したりとかPRに努めてまいりたいと思っておりますし、各停留所での新しい時刻表の掲示も準備をしております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 名称とプラント6へ行く路線図をつくと。抜本的な対策がされていない。いろいろ皆さんからの要望がたくさんあるにもかかわらず、これでは何も交通会議の意味がないというふうに解釈します。

最少の予算の中で一つ質問をするのを忘れましてなんですが、マニフェスト、あるいは新市総合計画等をこれから実行されると思っておりますし、今後もそういうお気持ちがあると思っておりますので、

来年の統一地方選挙といいますか首長選挙に当たって、市長さんの考え方、どういうお気持ちであるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほど来、平成22年度の予算編成に当たりましていろいろ松野藤四郎議員から御質問をいただいております。

各部長、また副市長の方からそれぞれお答えをさせていただいたところでございますが、この平成22年度の予算編成におきましては、将来を見越した堅実型ということを申し上げております。実際、今回の予算は、はっきり申し上げて、事務方も私になりましてから相当変わってまいりまして、経済状況・財政状況を見きわめながら真剣に事務方も取り組んでおります。今回の予算編成は事務方にほとんど任せてやっております。それだけ成長して真剣に取り組んで、健全体制を保ちながら、そして将来の大型事業にも取り組んでいかないかん。やはりやらなくてはいけない事業はやらなくてはいけない。そういうところから真剣に考えて、財政課長を初めとしまして企画部長、そして副市長、またそれぞれの所管の部長あたりも今回の予算編成に真剣に取り組んで、そこまで成長して私はありがたいなと実は思っております。

そんな中におきまして、先ほど議員の質問にございましたマニフェスト優先型ではないかと。このマニフェストのこともいつも言うておりますように、総合計画にリンクさせておりまして、私は議員経験者でございますので、議員のときからこの瑞穂市の現下の課題は何があるか、そして将来に向けて何をやらなくてはいけないか、それを私はマニフェストに掲げてよくわかるようにしてございまして、過去の経験からいきまして現下の課題、何を市民が望んでいるか、私は市民と触れ合って掲げておるわけでございます。先ほど来、街路灯の関係、街路灯なんていう話は、はっきり申し上げまして一番公平・公正な行政です。あちこちで大学生が拉致されて殺されたとか、もう少し明るかったら、まだまだ市内ではっきり申し上げまして、私自分でいろんなところを歩いています。皆さんも歩いている。まだあります。もう少しそういうところを整備したいと思っております。これは公平・公正。お隣の北方町、5平方キロの中に千百何基を、それも100ワットのでつけておるわけでございます。そういったことも、私は自分の足で見ながらやっている。先ほど「街」が公害の「害」だと、私は本当にいかにも言い過ぎだということをつくづく思います。今の安全・安心のための通学道路の話があります。そこら辺のことだけは、私は言うべきことだけははっきり申し上げます。そういうふうでございまして、将来に向けて堅実に、肝心なことを言われております。議員のおっしゃっておりますこともよくわかっております。先ほど来言うておりますけれども、そういうふうでございまして、よろしく願いを申し上げて私の答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 前向きだなと、どうもそのようなことで推測しております。

最後になりますが、庁舎周辺の工事の関係ですが、最終的に言いますのは通学路の問題でございます。なぜ庁舎の南の片側1車線の道路、両方とも北も南も一緒に工事をするのか。片方だけやって、片方は今までどおり子供を通学させて、それからこっちをやればいいのに、なぜこれをやったかということを知りたいです。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 庁舎周辺の整備工事につきましては、議員御指摘のとおり、北側と南側同時の工事になりました。これにつきましては、まちづくり交付金事業の中のJR駅前地区のバリアフリー化の工事を行ったものでございます。当初は地元調整の関係で発注がोकれたということもございまして、そのために修正設計等によっておくれ込んできました。これはまちづくり交付金事業で、駅前につきましては今年度最終年度でしたので、特に庁舎の駐車場整備とも重なってきて大変申しわけないことになったかと思っております。

通学路につきましては、そのため学校長とも現地で立ち会いをかねまして、より安全な通学路の確保ということで工事を進めてまいっております。工事中は御不自由をおかけしましたが、学校等の要望も十分お聞きして対応していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 行政の悪いところですよ。要は、年度末までに予算を使ってしまおうという気持ちがあるわけだね。そんな計画があるんだったらもっと工事を早くやればいい、ずらして。そういう知恵が働かないんですか。以前からの行政の悪習が顕著にあらわれておる。以前から工事の平準化ができないかと。そこでいろいろ答弁されておりますが、実行されていないということです。今後もひとつそこら辺はよく認識をされて工事の発注等をお願いしたいと思っております。

3点について予算から今の庁舎周辺のことについて質問しました。予算の中で市長さんは、今後もこういった事業を推進するために、次もこの事業をするために2期目の挑戦をするというふうに確認をさせていただきました。

これをもちまして松野藤四郎の質問を終わります。

議長（小川勝範君） 以上で松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、再開は3時40分からといたします。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時44分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

11番 土田裕君の発言を許します。

土田裕君。

11番(土田 裕君) 議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議長に発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

1項目めとして、市長の所信表明の中で、消費者行政活性化事業について、もう1点、リサイクルセンター、粗大廃棄物の有料化について、また認定こども園についての3点にわたり質問させていただきます。そして2項目めは、みずほプレミアム商品券について質問させていただきます。詳細は質問席でしますので、よろしく願いいたします。

第1点目として、消費者行政活性化事業について3点質問させていただきます。

これは午前中、西岡一成議員の方も質問された内容です。ダブらないように、いろんなことで質問させていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

1番目として、消費者行政活性化事業として相談窓口の職員人件費に184万9,000円が計上されていますが、消費者保護の立場でどのような運営方法をとっていくのか、お答えをよろしく願いいたします。

議長(小川勝範君) 福富都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) 消費者行政活性化事業でございますが、消費者相談窓口の開設を来年度から予定しております。市の相談窓口は、市民から最も近い存在でございますし、市民と接触する機会がもちろん多いということでございますので、予想されますさまざまな消費相談トラブル等に対応するために、職員1名、それと相談員1名、これは今募集をしておりますが、1名の体制で相談業務に当たっていきたくて考えております。そのために、研修等にも積極的に参加して職員の資質向上を図っていきたくてというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長(小川勝範君) 土田裕君。

11番(土田 裕君) 今の答弁は人件費等のことございまして、この中身が重要でありまして、いろんなさまざまな悩みを抱えている方等がございまして。そういう意味で、この運営方法、どのような相談窓口をするのかどうか。午前中も西岡一成議員が熱心に言っておられましたが、問題はそこなんです。そこをどうして精査していくかどうかが今後問われる事業です。この事業は3年計画で行われる予定というように聞いていますが、再度お聞きしますけど、どのような運営方法をするのかどうか、そしてどのような項目で相談を乗るのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

議長(小川勝範君) 福富都市整備部長。

都市整備部長(福富保文君) 相談窓口は、消費者安全法によって業務が定められております。

これに基づきまして、先ほども西岡議員の御質問にありましたように、巢南庁舎の相談窓口を開設しまして実施をしていきます。経費につきましては、先ほど議員御指摘のように、人件費184万ということで、県の活性化基金の方の援助をいただいて実施していくわけですが、これにつきましては昨年から予算の配分をいただいて事務の段取りをしてきました。それで、ことしにつきましては人件費の方の補助をいただいて行っていきたいというふうに考えております。実際の運営につきましては、先ほど言いましたように、職員1名、それから相談員1名の配置で相談対応に当たっていきたくて思っていますし、相談につきましても、多重債務を初めとして食品衛生、いろんな面がありますので、こういうものの相談に当たっていきたくてというふうに考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 少し提案をしたいと思えます。

消費者の生活相談の悪質トラブルという相談の例がございます。その中で幾つか添付したいと思えます。マルチ販売に誘われ契約したインターネットの端末機、そして在宅ワークのつもりが高額なパソコン購入とか等々ございます。覚えのない国際電話料金の請求とか、有料と知らずに使った出会い系サイトの請求、ショートメッセージサービスのトラブル相談、こういうものが大変ふえています。有料サイトの料金の架空請求トラブルとか、急増する小口ヤミ金融の被害、個人情報聞き出す不審電話の相談等、いろんなものがございます。いろんな状況を考えながら、多様化する今の悪質商法の中で、どのような対応をするかが今問われている時代でございます。ぜひともこういうような専門的な知識を活用しながら相談の業務に携わってほしいと思っています。その点、部長はどう考えられるか、お答えください。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 相談窓口につきましては、現在、国民生活センター、それと県の消費者相談窓口、それと今度開設します市の消費相談窓口等につきましては、パイオネットで連携して情報の共有という形を図る予定をしております。先ほど西岡議員も言われましたように、太陽光発電の装置の販売に関する消費者トラブル等、いろんな情報がたくさん入ってきます。こういうものについても連携をとりながら対応していきたくてというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 早急に窓口業務の充実を求めたいと思えますので、よろしく願いいたします。

2番目の質問に移りたいと思えます。

地域における包括的な支援についてお伺いしたいと思います。

県の消費者生活相談窓口における相談状況の資料を添付いたしたと思いますが、19年度1万1,330件から20年度は8,980件にまで減少していますが、21年度の上半期別でも横ばいの傾向でございます。しかし、資料をよく見ますと、不当な架空請求の相談が減少しただけで、他の相談件数はあまり変化はありません。ここで注目したいのは、相談数の占める高齢者の割合が十数%であるとともに、また高齢者の平均契約金額が大きいことです。19年度上半期では契約金額が107万円であったのが、21年度上半期には207万円と増額しています。このように、ますます高齢者をねらう悪質商法が広がっています。

私も、この瑞穂市内の実例を述べさせていただきます。老夫婦の世帯で、ともに知的障害、認知症を患いまして夫婦で暮らしている家族でございます。十分わからないままエコキュート購入の契約を結んでしまい、支払いに困って相談するケースがありました。これは一例にすぎませんが、こうした実情を踏まえて質問させていただきます。

地域ぐるみでこうした人たちを見守る活動、すなわち地域で包括的な支援が必要だと思っています。民生委員を含めて、このような対応をしていかなければならない。今の現状を見ますと、どのようになっているか、市当局としてどう考えてみえるか、今後の課題をお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘のとおり、消費生活相談窓口は相談業務が多岐にわたりますので、地域の皆様方の御協力も必要になってくるかと思えます。市の方では、相談対応プログラムを作成して、地域の皆様方の御支援をいただきながら進めたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 今の例は特例ですが、こういうような市民目線、住民目線で考えていただいて、一刻も早くこういうような専門的な知識並びにこういうものに対処することを要求いたしますので、何とぞ早急に相談窓口の充実を図ってほしいと思っています。

3番目として、ここが一番重要な課題だと思っています。市として総合的な相談体制についてお伺いします。

昨年の議会でも質問させていただきましたが、消費者金融から借りている方々は、税金や公共料金も滞納されているのが大部分です。したがって、市としてきめ細やかな、かつ総合的な相談体制が必要ではないでしょうか。

そこで、私は、滋賀県の野洲市の例を述べさせていただきます。野洲市では、多重債務の包括的な支援プロジェクトを立ち上げています。社会状況の変化により生活困窮者が増加してい

る異常な現状に対応するために、税金などを滞納している市民が借金問題に悩んでいる場合には、市民の生活困窮状態を解消し、健全な家計を取り戻し、生活再建に取り組むとしています。そのことによって借金問題が解決、さらに税などの収納率が向上される運びとなっています。瑞穂市では、このような例を参考にし、総合的な相談体制、支援体制を考えていくべきではないでしょうか。市の見解をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 平成19年の4月20日付で多重債務対策本部から通達が来ております。多重債務問題改善プログラムが示されました。対応の指針が示されております。相談窓口についての対応が求められていますので、市でも、さきに申しましたように、内部の連携を図るために対応プログラムの策定を進めている状況でございます。特に生活保護を担当する福祉部門、それから家庭内暴力、それから児童虐待、それから公営住宅の家賃の滞納、税の滞納もございしますが、こういう部門とも連携をとりながら対応を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 前向きな答弁、ありがとうございます。

実は、野洲市の生水さん、女の方ですけど、その方が今取り組んで、国会でも答弁をしている現状でございます。今部長が言われたとおり、統括事業もやっているというような動きがあるのならば前向な答弁だと私は解釈していますが、先ほども言ったように、表面的なことじゃなくて、中身の問題が必要なんでございます。そこをよく検討していただきながらプロジェクトを成功していただきたいと思っています。

今現在、3万人の自殺者、その中には借金問題を抱えて半分ぐらいの人が、10年以上、自殺者が出ている現状でございます。交通事故で例えますと1万人を切る中で、大きな社会問題となっています。全国でも自殺防止対策の協議会が今開かれる中で、この多重債務に係る問題が大きいかかわってまいります。こういう方々に支援をしていただくものが国の指針からできたと思いますが、市としてこういうようなものをぜひとも市民の目線に立って考えていただきたいと、大きく大きく望む次第でございます。意見として述べてまいりましたが、部長として、今後このような対策をいつまで、4月からというか、どのぐらいの規模で構築するのかどうか、再度お聞きします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 相談窓口の対応プログラムにつきましては早急に整備をしたいと思っておりますし、今募集をしております相談員の関係ですが、職員の研修等によりまして、より質の高い相談業務が図れればと思っております。早急に対応していきたいというふうに考

えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 午前中も西岡議員が一部、法律相談的なものも述べられてまいりました。私も実はそういう観点から、サラ金の過払い請求返還訴訟、今現在、サラ金の場合は29.2%の出資法、業者側に有利な出資法がございます。この中では、本当の意味の中で、消費者を守るためには利息制限法という二つの法律がございます。いわゆる世の中のグレーゾーンというものでございます。普通は、10万以上、100万以上の問題がありますが、借り入れの場合、15%から20%の金利が出資法の、利息制限法の問題でございます。その29.2%から引いた額が過払い返還請求になると。大体10万円を10年借りていますと、ほとんどゼロに近い方法ができます。弁護士を使うと、着手金として2万円、そしていろんな諸費用も出しますと4万円ぐらいの、法律の弁護士に頼むと、司法書士にも頼むと、4万円ぐらい必要だというようなものになっています。こういうことを窓口でやれば、書類等があれば、切手と印紙代ぐらいで済みますので、このようなことの説明、いろんなものがしていただきたい。専門的な知識は県の指導でもできますし、どこの指導でもできますので、ぜひとも一刻も早くこのようなことの業務を構築していただきたいと切に望む次第でございます。

1点目としてはこれで質問を終わりにして、次の質問に移らせてもらいます。

2番目として、リサイクルセンター、粗大廃棄物の有料化について質問させていただきます。

この質問も、きのう土屋議員さんが質問に立たれたことです。私は、この有料化法案、有料化にするというような目線からじゃなくて、市民目線でいかに削減するのかどうか、それを行政側に問いかけたいと思います。

現在、環境型社会形成推進基本法を受け、各自治体が環境社会をつくるために向けて、発生抑制を最優先の課題に位置づけて積極的に取り組むことになっています。その中で、有料化がそのための有効な手段であると考えようになりましたが、果たしてそれはそうでしょうか。各地の例は決してそうではないのであります。ごみ減量化、環境型社会の形成のために、市民意識の改革や市民みずからの取り組み、そして市としての取り組みが必要ではないでしょうか。

そこでお伺いします。1番目として、減量モデル地域の設定についてはどうでしょうか。

神奈川県の上野原町では、2008年からゼロ・ウェイスト、すなわちごみゼロへの挑戦をしています。粗大ごみではありませんが、その取り組みは大いに参考にすべきではないでしょうか。

そこで提案したいと思います。減量に意欲的に取り組もうとする地域を募集して、モデル地区として設定していただきたい。あわせて、環境美化運動も推進する、市も積極的に支援すると、このようなモデル事業に取り組んではどうでしょうか。市としての見解をお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 私は、それ以前にやることがあると思います。といいますのは、平成15年5月1日に合併いたしました、穂積地区と巢南地区がどこが違うのかということ。それは、一番の問題は私は分別収集形態が違うんだというふうなところにあると思います。それは、確かに分別収集は巢南地区の方が進んでいるということは目に見えて明らかであります。しかし、穂積地区にそれを強制するということは不可能なところがあるというふうな現実をまず知っていただきたいと思います。

そして、モデル地区というのは、私が思いますのは、同じ土俵に立ってのモデルだと。といいますのは、社会教育で言う、私も以前、道德教育の推進をやっておりました。それで、全地域にその道德教育を進める上で、まずこの地区を指定してやれば僕はついてくるだろうということで、三つの地域を指定してやりました。それをモデルにして広まったということはありませんけれども、いざ廃棄物となりますと、廃棄物と社会教育の違いは、社会教育はみんなでやるもの、そして廃棄物は制度です。まずこういうふうなことをやりましょうというのを決めて、一斉にやらなければいけない。それにはやはり条件整備をしてあげなければ、例えば巢南地区のある地区をモデルにしてやると、どうしてそんなことをせないかんのというふうなことがきっと地形的に条件が違うところから出てくるというふうに思われます。ですから、収集形態をどうするかというようなことについてまず議論をすること、それが第一と考えております。

大変いい御提案をいただいたんですけれども、将来的には、今行っている収集形態、缶、瓶、ペットボトル、それから容り法のものを全部クリアしている、そういうような地区もありますけれども、できない地区もあるというところ辺を念頭に入れてやらなければ、どうしても不満が出てくる、かように思っています。ですから、それにはどうするかということをもまず考えるのが先と考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 認識というんですか、違いということだと思んですけど、実はこのような物の考え方というのは、どこから発想するかどうかというのを原点に戻っていただきたいと思っています。というのは、先ほど部長が答弁された、巢南地区ならいいんだと、また穂積地区はおくれておるんだと、そういう発想自体が違う。今、瑞穂市の同じような環境社会においてどう進めるか、行政として考えなければいけないことがたくさんあるんです。というのは、今現在、国の問題でも、ごみの減量化を進める上でたくさん問題がわいてきます。その意味から考えて、今厳しい環境の中で、応能・応益負担の割合がふえてくる状況の中でごみまで有料化する、この時点が間違っておるんだという発想を考えながら、平等な社会とは言いませんけれど、やはり厳しい事情が有料化する動きの前提だと私は思う次第でございます。

で、このような提案事項をよく精査しながら考えてもらいたい。巢南地区のモデル事業ならいいんだというようなちょっと答弁がございましたが、ただそれだけじゃなくて、いろんなことを認識しましてお願いを要求したいと思いますので、再度部長、お願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 私は、巢南地区がいい、穂積地区が悪いとは言っておりません。というのは、要は穂積地区でもやりたくてもできないところがあるというようなことを言っておるだけで、両方を比較して言っておるわけではございません。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議論が外れてきますのでここまでにしたいと思いますが、問題は意識改革が、社会問題、道徳の教育の問題等がございますが、やはりごみ減量化に進みながら考える環境づくりをしようじゃないかと、そのように思いますので、2点目の質問にさせていただきます。

ごみ減量の推進のPRの強化であります。

ごみ問題について、市としてPRを強化することも必要ではないでしょうか。例えば広報紙に具体的に、ごみの処理にどれだけ経費がかかっているのかどうか、そして、これから住民努力によって減量したらこれだけの経費が軽減され、福祉や暮らしを守るためにこれだけ回すことができますよとか、そういった市民の目線できちんとした理解をしていただくようにPRを強化したらどうでしょうか。その考えを市当局はどう思っているか、聞かせてください。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 大変いい御意見をいただきまして、ありがとうございます。これから広報紙などを使ってどんどんPRしていきたいと、かように考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 前向きな答弁、ありがとうございます。

いろんな状況が考えられる中、先ほどの介護保険の問題でもそうです。応能負担の割合が、大変厳しい状況の中で、自分で使ったものはお金で解決するというような動きが全国各地で起こっています。その意味で、自立支援法の問題も先ほどちょっと出ました。いろんなもので負担を強いられる市民の方が多い、そういう中でまたごみも有料化をします。いろんな施策は考えながら持っていますが、厳しい財政の中、このような動きではいかんと。やはり国民目線、市民目線で考えることが必要じゃないかと私は思う次第でございますので、ぜひともこのようなことを考えながらごみ問題に対処していただきたいと思っていますので、2番目のごみ処理の問題はこれで終わらせていただきます。

3点目として、これも西岡一成議員、そしてきのうの森治久議員等々、議員の皆さんが質問のときに出ていました。安心子ども基金の補助金について質問させていただきます。

保育所と幼稚園の機能をあわせた新しい認定子ども園について、父兄や保育・教育関係者からは不安と不信の声が上がってまいりました。

そこで質問させていただきます。1番目として、保育・教育体制が確保されるかどうか、伺いたいと思います。

保育所の待機児童解消のために、子育て支援のため、県の安心子ども基金より補助し、認定保育園を開設しようとしています。もともと認定保育園の制度が発足した当時から、保育基準の低下や保育料の問題など、従来の保育所の質の低下が心配されてまいりました。今回開設しようとしている認定子ども園が、公立の保育所と比べて、保育体制が質など保育の最低基準の確保という点では問題はないでしょうか、市としての見解をお伺いします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、土田議員の認定子ども園についてお答えさせていただきます。

今回の認定子ども園は県の認定になりますが、その認定基準につきましては、国の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を受けまして、岐阜県認定子ども園の認定基準に関する条例及び同条施行規則を制定して、認定の基準を定めております。この認定基準につきましては、国が通常行っております保育所の認可基準と同等の基準でございますので、問題はないと思っております。また、教育・保育内容、またはその運営につきましても、県の条例第9条に幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいたものでなければならぬなどの教育及び保育の内容についても定められておりますので、運営の幼稚園及び保育所と何ら遜色ない保育所等の質が確保され、実施されるものと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 今現在、国の基準、県の基準が作成されているという答弁でございました。安心して暮らせるというような答弁もございましたが、これは今現在、主要都市が待機児童を解消するために施策をつくったわけです。県の方の条例もございしますが、問題はこの基準が認定保育園の私立の方の保育園だけではなくて、行く行くは公立にも適用するんじゃないかという動きも全国で上がっています。我が瑞穂市にとっても初めてのこういう事業でございしますが、ここは午前中、西岡一成議員が例を挙げていろんなことの討議がございました。いろんな状況の中で考えるに、質問の中で、これは国の方の基準だから、瑞穂市では私立も公立も同じ条件でこれからやるんだと、保育料の問題等がございました。そのような答弁でございましたので、これを課題として今後やっていただきたい。

そこで質問したいと思います。これは市長も、きのうの森議員からの発言の中で、2番目にかかってくるんですけど、同じような問題も出てきますけど、公立は公でやるんだというような動きもありました。私学は私でやらないかんというような答弁も委員会の方で副市長が述べました。再度、公設公営で保育所の経営をやるんだということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま土田議員の方から、認定こども園の基金に関係しまして、今後の保育行政といいますか、こういった今後の考え方ということで御質問でございます。きのう森議員の方からも、この保育所の統合とか廃止とか民間委託、こういうものを大いに議論するべきではないかという御質問がございましたが、過去にも私はお答えしております。瑞穂市の場合は、この保育所の関係、3・4・5歳未満児の関係も整備ができておりません。そんなところから今一生懸命整備をさせていただいております。私の任期は来年の5月までであるわけでございます。その間に民営化をするということはいたしませんと答弁をいたしておるところでございます。この間におきましてはまさに公設公営で進めさせていただき、改めて申し上げます。答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 2番目とダブるところがありますが、保育所の民営化はしないというようなことの答弁でございました。その中のニュアンスで、今言われた市長の任期、市長の任期まではやらないということから、そんなら次の選挙のときにはどうなるのか。また、このような今の、まあ認識ですけど、今の国の方針から決まったこども園の助成に始まったことですけど、県下では数少ない今の現状でございます。先ほど私もちらっと言いましたけど、委員会でも副市長が、民でやらんならんことは民でやる、公でやらんならんことは公でやるんだという答弁でございました。その意味から、どこまでがどうなのか、こういうような具体的な例を出しながら説明してもらいたいと思いますので、副市長、よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 認定こども園の話でございます。先ほど認定こども園については石川部長が説明をしたというふうに思います。もう少しちょっとお話をさせていただきますと、認定こども園というのは、保護者の労働に関係なく利用可能という目的もあります。実はこれは、原則保育というのは親が保育に欠けた者を保育所にということなんですけど、今回は就労に関係なく利用可能ですよということでございます。そういった意味で、待機児童の解消ということも中に大きく入っておるわけでございます。今回、認定こども園で学校法人がやられるという話でございますけれども、今回、瑞穂市にとっては待機児童の解消などの一環として一躍を担

っていただけるということと、就労に関係なく利用可能という部分もございます。

なかなか民営化というのは難しい面もございますが、今回のこの部分については、民営ということも一つ言えるんですが、純然たる保育所の民営ではなくて、幼稚園と保育所の両方の形態を持った民営化というふうに理解すべきだというふうに思うんですけども、ねらいはやはり、どこへ子供さんが行かれても、保育所、幼稚園へ行かれても、同じ願いは一つだというふうに思うんです。そういった意味で、公の私たちが今やっております保育所、それから今度新たに改装しますほづみ幼稚園の3年へ向けての計画、そして今現在も経営しておられますその保育園、それから今回新しく出てきます認定こども園、そういったたくさん種類が出てくるわけでございます。そういった意味では、お互いが切磋琢磨して、このまちの子供たちをどのように保育していくのか、どういう観点から物を考えていくか、お互いがやっぱり競争し合う、そういった土壌も一つ生まれてくるのではないかなというふうに思います。

そういった意味では、保育の公ばかり、あるいは学校は公ばかりということではなくて、お互いがいいところを認め合い、そういった意味で子供たちをうまく教育、あるいは保育ができるような体制が少しでも整えばというふうに理解しております。そういったいい面もあるかと思えますし、またいろんな問題も今後生じてくるかというふうに思いますが、それぞれの立場に立って、それぞれのことを検討してまいりたいというふうに思います。この結果はもう少し、市長が1年という話でございますが、幼稚園が3年でございますで、その辺も少しあるのかなという気もしますが、なるべく早くそういっためどがわかるようにお話をできればというふうに思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 保育の基準値が緩和される中で、いろんな多方面で問題が出てきます。西岡議員が午前中になる質疑をされ、説明をしていただきましたんですけど、確認の意味で、公設公営で現状はやるんだというような確認ができたと思っておりますが、問題は、清流みずほさんが認定保育園の許可をもらいまして、これを今度、この前例ができたから今度は公にも使おうと。安全こども基金の国の方の補助の問題もございますけど、私は安全こども基金の方は必要だというふうに思っている次第でございます。それをどう使うかが議論をする内容でございます。少し市長の方の答弁の中で、市長会等がございまして、この安全こども基金の活用方法を国の方へ市長会として、公にも必要だと。今、法律では私学が特定に認定保育園の許可の方になっている状況でございます。しかし、こういう補助事業は公にも必要だとの考えをして、基準値を関係なしに、この基金を活用しながら公でもできるんじゃないかというようなことの、各地の自治体、研究の方々、先生たちが述べています。陳情書も出していると思っております。その点で、今、県・国の方の方針、指針はちらっとお聞きしましたんですけど、市長としてこ

すが、高齢者の方々の置き忘れなども考えられることから、みずほプレミアム商品券発行业委員会協議がなされまして、一般消費者の使用期限後における救済措置として、平成23年3月末まで、商品券1枚、額面1,000円ですが、購入相当額に当たります900円にて返金を事務局のあります瑞穂市商工会において行うこととしております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

私は、この3月末の900円ですね、1,000円買ったら900円に還元するというようなものごとで、ちょっと追加で質問させてもらいます。

現実を把握するために確認をしたいと思います。実は、ある商工会の方ですかね、入ってみるかどうかわかりませんが、普通、この中で3万円が限度でございました。1枚1割負担の還元ができるというような施策でございましたが、アルバイトを使い、それを10人も集めて30枚を購入したというような事実はあったのでしょうか、お聞きします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 正確には把握しておりませんが、そのようなことがどうもあったようでございますので、そのためにも、予期しない事態でございましたので、早速、みずほプレミアム商品券発行委員会を、開催してそのような行為が行われないような対策という形で、途中で中止した経過もございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） いろんな試行錯誤をしながらこのプレミアム券の発行に至った経過がございます。今後の商工業が発展するためのいろんな事業として賛成の立場でいしましたが、このような前例があるからこそ税金の不信感が出てくるというような例があると思います。今後このようなことがないようにきめ細かな対策を願って、このみずほプレミアム商品券の今後の成功を願って、行政として頑張ってくださいと思っています。

以上で質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、土田裕君の質問を終わります。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

続きまして、15番 山田隆義君の発言を許します。

山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番、市民会派、山田隆義でございます。きょうの一般質問最後になりました。傍聴者の皆さんには大変御苦勞をおかけしますが、最後まで御拝聴賜られるようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問権に基づきまして質問をさせていただきます。

第1点は、外部監査制度導入ということで質問をさせていただきます。2番目には企業誘致、3番目には瑞穂市商工業活性化対策についてということでお尋ねをさせていただきますので、執行部におかれましては適切かつ明瞭に御答弁をお願いしたいと思います。

一番初めの外部監査導入についての問題から入らせていただきますが、その入口であります現在の通常監査についてちょっとお尋ねしたいと思います。

21年度、22年度の監査費の計上金額は幾らであったか。かつまたその内容について、監査事務局、経費幾ら、代表監査委員、議会から出ている監査委員、お2人の人件費は幾ら計上されておるかどうか。その通常監査における監査の内容を、どこまで監査をお願いされておる範囲なのか、明快に御答弁を願いたいと思います。席に着きましたら御答弁の方をよろしく願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 新年度の監査費の総額でございますが、平成21年度、前年度が1,086万4,000円、今年度は1,129万4,000円ということで、平成21年度から事務局の職員を常勤としまして、専属としまして1名、それから補助職員ということで、これは賃金に関係してきますけれど、増額をしておりますので、43万円ほど新年度では増額ということになっております。

監査委員さんの報酬、議会並びに識見者からの監査委員さんの報酬としましては60万円ということでございます。この額につきましては、20年度でしたか、条例改正をさせていただいているという経緯でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私の質問に対して的確に答弁をしていただかないと、ただただ答弁になってはいけません。私は、2人の監査費は60万円と今聞きました。その監査の内容を、どこまでやっていただくような内容になっておるか。それはどういうことかといいますと、日数ですね、監査の日数、どういう日数でやられておるのか。その中身の監査は、どこまでをある程度目的とされておるのか。予算化をされた以上、そういう目的があるはずだと思いますので、お尋ねします。はっきり答弁してください。

議長（小川勝範君） 監査委員事務局長から説明をさせます。

議会事務局長兼監査委員事務局長（鷲見秀意君） 現在監査を行っておりますのは、先ほど合計で60万円と総務部長からございましたんですが、代表監査委員に40万円、そして議会代表の監査委員さんに20万円ということでございます。

それで、今監査を行っておりますのは、月1回の定期監査、あとは決算審査、これは決算のときに年間で十数日行っていただいていると思います。そのほか、随時監査といたしまして、今年度で言いますと、最初は契約関係で、随契を中心としました契約関係の監査を行っていただきました。そして、今現在、補助金等における監査を随時の方でやっておっていただく、そのような状況でございます。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 月1回の監査、それ以外に決算認定の関係で年間13日前後、そのほか随時、補助、随意契約等、一部監査をお願いしておるということですね。月1回の監査は何日かかっているかということ、月1回ということは、1日だけか、3日か4日かかっているのか、監査日数ですね、それをちょっとお聞きします。

議長（小川勝範君） 鷲見監査委員事務局長。

議会事務局長兼監査委員事務局長（鷲見秀意君） 定期監査は基本的に月1回1日でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 月1回定期監査、その他、決算審査で年13回、随契、補助等で一部お世話になっておることなんですね。たとえ、私は代表監査委員は全く識見すばらしい監査委員だと思っております。議会から出られる監査委員も僕は御尊敬申し上げます。しかし、私の目的とする監査、一般通常予算、特別予算を含めて230億前後の監査をするのに、こんな程度の監査をやっていると。役場の事務職員は四百何人でやっておるわけでしょう、仕事を。その監査をするのに、どうして縦割りの監査ができるんですか。

私は、斜視で行政当局を見ているわけじゃありません。近年、中央集権から地方分権へと移ってきております。地方分権ということはどういうことかといったら、仕事の量がふえてくるわけです。その上、複雑な行政運営もしなきゃならないと。市長以下、行政当局の運営次第で、すばらしいまちづくりもできるし、ややもして陥落するような市町村にもなるわけです。お互いに自分は満点だと思っているかもしれませんが、人から見たら欠点だらけだと思っております。私も欠点だらけでございます。こうして執行部の前で厳しいような質問をするということは甚だ不見識とも思っております。しかし、市民の負託を受けてこうして議場へ出ている以上、毎日毎日その職責に責任を持っております。だからゆえに、厳しいときには厳しい姿勢、和やかな心通うひとときはひとときとして、これはいいと思うんです。公務をつかさどるときには、おのれに厳しく、いかに市民の負託にこたえていくか、こういう姿勢を忘れていないから、こういうお尋ねをしておるわけです。

決して行政当局、かつまた監査委員の監査については疑っておりません。疑っておりませんけれども、世の中にはマスコミ・新聞等で時折不祥事が起きております。近ごろ、3月4日だと思わぬですけれども、日本経済新聞のある一面で、岐阜県のシステム管理体制について行政命令が出たと思わぬです。外部監査当局から出たと思わぬです。これはどういうことかといえますと、事務は一生懸命やっておるけれども、どこかで緩んだ部分があるとか、人的な配置転換とか、ダブって仕事をやっておるということは。不要な動きをしたり、そういうどこかに怠慢なところがあると。そういう姿勢を正していくということではあるかと思わぬです。もっと深い底があるかもわかりませんが、私は最近、そういう新聞で我が身を感じておるところであります。

そういう意味において、現在の監査費、お2人の監査委員は簡単に申し上げれば事務的監査の範囲内しかできないんですね。たとえばらしい代表監査委員、経歴、学識経験、本当に私は外部監査として代表としてやっていただいても、決してまさることはあっても劣らないと思っております。しかし、幾ら善良な素晴らしい人でも、このような監査費を提示され、この範囲内でお願いしたいというような内容だと思わぬです。だから、私は外部監査導入をしっかりとやらなさいと。

特に地方自治というものは、今までは補助金、交付金等で随分苦しい市町村は賄ってきましてたけれども、今後は自主財源のもとに運営をしなければなりません。そのためには、民間企業で言えば、BS、貸借対照表、バランスシート、PL、パブリックリレーションズですね、損益計算書、こういうものが必須の条件として、その上で経営診断をなさるわけでございますけれども、公共・自治体は、パブリックリレーションズ、損益計算書は、もうけ・損は必要ありません。皆さんの税金で、地方税法に基づく、公平・平等の税法に基づく税金でいかに市民に住んでよかつたまちづくりをするか、この腕次第で立派なまちはどんどん伸びていきますし、怠慢的な市政はおのずから住んでよかつたまちづくりではありません。言葉だけではいいまちはなれない。だからゆえに、私は今後ますます瑞穂市が伸びていくためには、その外部監査制度導入はしっかりとやってほしいと前から申し上げてきておるわけです。

だから、堀市長におかれましても、外部監査制度の導入ということでマニフェストにもうたってございますので、もう3年目になりました。あと4年目に差しかかって、泣いても笑っても、有終の美を飾っていただきたい。マニフェストを最大限発揮していただいて、自分が審判の日にならなくても、市民から合掌をされて次の壇上へと上られるならば僕は素晴らしいと思っておりますので、厳に我が身を慎みながら、堀市長に厳しく姿勢を正しているということをしっかり肝に銘じて聞いていただくために申し上げておるわけでございます。

そういう観点で、本題の外部監査に入ります。

職員の実務管理体制、職務管理体制の点検はなされておると思いますが、十分現在までのと

ころなされておるかどうか、まず副市長に聞きます。御答弁ください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 職員の実務管理体制ということでございます。大変なかなか難しいというんですか、課題の大きな問題だというふうに理解しております。職員の管理体制というのは、仕事面もありますし、自分の私的なものもあります。そういったものを考えた中での管理だというふうに思っておりますので、それぞれ部長、あるいはそれぞれの上司がその体制を整えて事務に当たっておるものというふうに理解しております。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） それでは前へ進ませていただきます。

各部の予算書が出ておりますが、委託費、補助費、負担費及び分担費、わかれば役務費、需用費、扶助費、件数と金額をお聞かせいただきます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の山田議員の御質問の、本来から言うと性質別という分類があるんですが、そこまでの厳密な表はつくってございませんが、この予算概要の4ページに具体的な節別の内訳が出てございます。ただ、件数はと言われますと、そこまでは資料には掲載してございませんのでお答えはできませんが、ただ、今のおっしゃった例えば役務費、これが1億4,423万2,000円、それから委託料は22億6,936万6,000円、それから補助費は、これは負担金、補助及び交付金の中に含まれておりますが、19億3,840万4,000円ということでございます。委託料の件数は相当数になりますので、ここでは金額だけ把握しておりますので、ちょっとその具体的な件数は今の手持ち資料にはございませんし、まだそこまではつかんでいないと思います、今。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君、今は答弁中でございます。発言するときは議長の許可を得てからにしてください。

はい、答弁。

企画部長（奥田尚道君） 現時点の持ち合わせた資料の中では金額は把握しておりますが、まだそこまでの件数については把握していないのが実情でございます。以上です。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 時間がどんどんたっていきますので、私はこの件数も通告してありますよ。委託費、補助費、負担金及び分担金、これだけはちゃんと通告してありますので、件数。まあいいわ、答弁がなければいけないで、いいです。

次、大月の運動公園と予定されておる土地についてお尋ねします。その取得の日時はいつか、地権者の人数、総面積、これは賃貸になっておりますので賃料は幾らか、まずお尋ねします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） それではお尋ねの関係ですが、まず面積は2万38平米でございます。地権者は20人ということで、借り入れの開始の年月日は平成12年の4月1日からでございます。借地料につきましては総額で851万6,150円ということで、これは21年度の金額でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 瑞穂市の議会で運営されております土地財産調査特別委員会で未利用地の監査というか、特別委員会で調査をしておられますが、この件について、私は中に入っておりませんので、お尋ね申し上げます。未利用地の土地の総面積、取得したときの取得費、件数、現在の例えば、売るとか買うとかこれはする土地ではございませんが、評価した場合は幾らになっておるか、ちょっとお尋ねします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 御質問の未利用地につきましては、財産整理上の問題で、普通財産に限りましては、御承知のように土地財産調査特別委員会においてその利用方法、処分方法等、現在、未利用地として普通財産で計上しております物件については個別ごとに十分現地視察をしていただきましてその内容の検討をしていただいておりますので、決算上の財産上の整理としては、普通財産の中で未利用地として特別委員会にお諮りをお願いしているのは46件あります。同じ箇所で筆が分かれておるものにつきましてはまとめてということですので、46カ所ということでございます。面積にしまして4万3,735平米という現状でございます。

あと、取得費につきましては、この46件すべて取得当時のところまで書類をさかのぼりまして調査をしてみたんですが、書類が残っていないというものもありますので、すべて取得費の額が把握できているというわけではございませんが、当時の土地開発公社、あるいは関係する議決書、あるいは関係書類が残っているものについては特別委員会の方にも報告をさせていただいております。現在の近隣の路線価等の評価額、固定資産税の評価額に基づきまして、現在の評価額につきましては試算したものがあるのでございますが、それは10億2,400万ほどということになっております。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私がなぜお聞きするかというと、土地の取得は、取得時点で、いろいろ行政をしていく上で土地を取得しなきゃならない場合もあります。それは僕はやるなどは言っておりません。やるなどは言っておりませんが、その土地は限りなく早い時期に市民に還元

をしなきゃならんわけです。一般企業だと、損得という関係で、いつまで持とうが、売ろまいが、買おまいが自由ですけれども、市民の税金の趣旨、血税の趣旨は、限りなく、利潤追求ではなくて、そのお金を住んでよかったまちづくりのために投資するお金なんです。どんとあっちもこっちもいろんな理由で土地を放置すると、これを簡単に言えば職務怠慢と言わざるを得ない。そんなけ損害を与えておるわけですから。市民サービスをきちんとやりなさいという趣旨に基づいて税金を納めておるわけでしょう。だから私はお尋ねをしておるわけです。だからゆえに、外部監査をきちんとやりなさい、きちんとやらないとだらだらだらだら行っちゃうよと。効率のよい市民サービス、言葉で言いながら、できていないじゃないですか。まあ、それはそれで承りました。

次に、執行部は、1年間これだけの仕事をやりますというふうで積算をして、責任を持った予算書を3月議会に出されております。それを議会で十二分に審議をして、認めるか認めないか、付託された案件ごとに委員会でやられ、現在審議中でありまして。それが済みますと、適正な議決をすれば、4月からその議決に基づいて仕事をやられるわけですね。そして、その趣旨に沿って執行しておるかしておらんか、翌年9月に最終的な決算認定議会があるわけですね。道中においては減額・増額の補正予算をかけてくると。

私は、基本的には補正予算の中で減額はあってはならんとは申し上げませんが、あってはならんといえ、みんな数字を合わせてみんな支払いしてしまう、そういうことはありません。かつまた、余り過ぎるような減額補正をやれば、これは、それだけの仕事をやると計画して予算を認めさせたにかかわらず、やらなかったということは職務怠慢なんです。弁明の余地なし。だからゆえに、私は人間というのは万能じゃありませんので、第三者機関できちんとチェックを打っていただくと。委託費、需用費、補助費、あらゆる項目に従って縦割り・横割りの監査をしていただくことによって、早目、早目に意見を聞いて我が身を反省しながら行政をやっていただくと。

私は、追及するために言っておるわけじゃありませんよ。将来、瑞穂市からは絶対に不祥事が起きない立派なまちづくりをやっていただきたい。そして市民の本当に働いた血税を立派に公明正大に投資をしていただいて仕事をやっていただきたい。それがために嫌らしいことを言っておるわけです。僕は、堀市長を責めておるわけじゃありませんよ。執行部を責めておるわけじゃありませんよ。一生懸命やっておられるけれども、だれでもみんなが長所だらけじゃありませんよ、欠点だらけです。私も欠点だらけ。欠点だらけであるけれども、皆さんの支持をもらって議場へ出ている以上、我が身を反省しながら、可能な限り能力のない力を振り絞ってこういうことを申し上げておるということだけは御理解いただきたいと思います。

それで、二、三日間だったと思うんですけれども、この外部監査導入についての4号議案が出ておりますので、私、総務委員会に所属しておりますので、総務委員会でも市長にお尋ね

しました。お尋ねをしましたら、その趣旨はよくわかったと。大変おくれたけれども、6月議会には包括外部監査の適正な条例を制定し、かつまたすぐ実施のための予算を計上し、議会に上程するという事を申されましたので、私はほとんど何もかもでございましたけれども、まあ、わかりましたと。ちょっとおくれればせな返事で私は不本意だと思いますけれども、はや3年もたっておるわけですから。けれども、前進のお言葉をいただきましたのでそこで下がったつもりですが、この本会議場でしっかりとその意思について市長から御答弁を願います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま山田議員の方から、外部監査制度導入について御質問をいただいております。少しこのことにおきまして私の方からお話をさせていただきたいと思っております。

御案内のように、この監査の関係におきましては、実は私も瑞穂市の議会にございました。その当時の監査委員の選任におきましては、すべて市長が直接この議会の方の監査の選任もされておりました。もちろん識見は当然でございますが。ところが、私になりましてから、議会の方はやはり議会の皆さんに選んでいただきまして、そして私が選任の提案をさせていただくという形で早速変えさせていただいたところでございます。これはどこの市町もやっておるところでございます、よその市町並みにさせていただいたところはそのとおりでございます。その後、この監査の関係におきましては山田議員の方からたびたび御質問もいただいております。事務局の整備も整えさせていただいております。

今回の3月議会におきましては、個別外部監査ということで、制度の導入ということで条例の制定をお願いしております。その中で、先日、総務委員会でもう既にこのことにつきましていろいろ御意見をいただいたと。山田議員が思われておる思いというのは本当に、私どもの思っていたのとまた思いも違いますし、お考えも、こういうとり方もあるということで、これはすばらしい案だなということをつくづく思います。

現在、こういった外部監査をやっておりますのは1,780市町の中で中核都市を初めとしまして本当に40か50の市町でございます。そういうところでございますが、私は総務委員会の中でもお答えさせていただきました。この瑞穂市としまして、6月議会におきまして、包括の外部監査制度の導入ということで条例と、そして予算化も提案をさせていただきたいなと、このことを申し上げたところでございます。6月にはこういった形で提案をさせていただきたいと思っております。そのときには議会の皆さんの御同意をいただきますようお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。以上でお答えとさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 市長の答弁、明快に御答弁をしていただきましたので、この外部監査導入については終わらせていただきます。

次に、企業誘致についてでございますが、私は今回だけではなくて、瑞穂市は狭い土地の中に本当に大都市並みの密集地域になったと。住んでいい土地柄と申しますか、交通の利便性と申しますか、16本の河川もあり、かつまた穂積駅もあり、中京圏にも近いということで、非常に住んでよかったまちづくりの中で多くの方が住んでいただくと、こんなありがたいことはございません。

そういう中で、私は、不景気だから収入は少なくなるよと。住民税、法人税を含めて4億5,000万ほどの減収になる、だから緊縮型だよと。これは当然、常識から言えば、税収が足らなければ緊縮型にならざるを得ませんね。しかし、それでは立派な首長とは言えません。よそはそれで済むかもわかりませんが、その中でも税収は減らさない、むしろまだアップするんだという努力を限りなくやっていただくと同時に、市民の要請にこたえていただくことが、素晴らしい市長を陣頭に職員は能力があるということになるわけですから、景気が悪いから税収が少ない、仕事もできん、そんなのだからでもできるじゃありませんか。私は、公務を携わってここへ出ている以上、当然、姿勢を正すべきところはきちんと正していきます。だからゆえに企業誘致をしっかりとやって、土地が小さいから、少ないから、企業誘致をやったって土地がないやないかと言われるかもわかりません。しかし、幾ら不景気の中でも、発展する企業もあれば、破綻する企業もあります。その中核と申しますか、知恵を出してもらえるアドバイスをしていただくのが大垣にあるソフトピアジャパン、それを中核にして各企業が、研究所とかいろいろな角度から企業集団が寄っておるわけです。

だから、私は言葉だけではなくて、それに素晴らしい人材を投入して、積極的に、少ない土地の中で、大きな土地が要らなくても収益を上げられるような企業誘致をやっていただいて、税収アップを努力していただきたい。住民税を上げるとか、固定資産税を上げると、そんなことをやったらいけませんよ。そんなことをやれと言っていないから。新しい税収を創設していただきたい。これが間に合う行政当局なんですよ。ある金を使うぐらい、だれでも使えるでしょう。金がなくなったでちょっと仕事はやれませんが、これもだれでもやれるわけですよ。金を生み出し、かつまたよその市町村にない積極予算を投入して、初めて素晴らしい住んでよかったまちづくりになるわけです。私は言葉は必要ないと思います。だから、私は企業誘致をやってくださいと。

今まで堀市長、満3年になりましたが、どのような企業誘致をなされたのか、その企業によってどれだけの税収が上がったのか、ちょっとお尋ねします。何件、件数もお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員お尋ねの企業誘致の件でございますが、企業誘致の件数につきまして、大きなものにつきましては、平成18年1月に田之上地内の工場適地に工作機械制御装置の設計・製作・販売の岐阜工業電子株式会社の進出、それから十八条地内の工場跡地に飲料水等貨物運送・倉庫等のトーウンサービス株式会社を初め、数社の企業進出かございました。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 税収のことも聞いておりますので。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの企業誘致で税収はいかほどアップしたかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、この税収が減少しておる中で新たな企業を誘致する、さらに進出していただくということは当然に減収を食いとめることができると判断はしておりますが、中でも顕著にあらわれておるのが土地の宅地化、さらに建物の新增築、償却資産である設備投資の拡充とか新設とかによって固定資産税が大幅に増税といいますが、アップしてくる、それは確かにございますし、法人税につきましても顕著にあらわれてくるというふうに判断しますし、さらに雇用がなされておれば、さらに個人の住民税等にも増税を見込めてくる。今の現段階、減少しておる中では、歯どめがきくくではないかということを思っております。金額につきましては、何社という特定した数は示されておりませんので何とも言えませんし、今は企業情報ということもございまして控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 今、2件、企業誘致をしたと。これは昨年も、一昨年でしたか、聞いておりますし、私が言うのは、どういう努力をしたかと。結果は2件であっても、一生懸命企業誘致の努力をして2件だったということなのか、ただ普通の企業誘致課を設けてやって向こうからいろんな諸般の状況で企業が来たのか、この中身を聞きたいんですね、私は。中身が問題。2件だと、前へ進んでないじゃありませんか。私は、そういう関係の精通した人を、大垣のソフトピアジャパンへいろいろ御指南に行かれたことがあるんですか、ちょっとお尋ねします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 大垣の方へは参っておりません。県の企業誘致課の方といろいろ協議をしておる状況でございます。以上です。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 福富部長は素直で、私はそれ以上質問をようしません。素直に答えていただくことが一番大事です。努力はしたけれども、その範囲内の努力だったと。それでは、福富部長がずうっと新年度も人事異動なしに所轄の部長でおられた場合は、一遍、大垣のソフトピアジャパンへ行って御指南を得てきてください。それ以上は申し上げません。頑張ってください。

次、瑞穂市の活性化のためには、商工業の活性化なくして僕は潤うまちにはならんと思うんですよ。いろいろな商売をやっておられる方が見える。商工会もきちんとありますよ、瑞穂市にはね。ありますけれども、商工会員になっても魅力がなければ脱退するわけですよ。魅力ある運営をすれば会員がふえる。そのリードを僕は行政当局にさせていただきたいと。なぜかといったら、それは商工会に任せや、商工会がやればいいやないかということではいかなのですよ。一生懸命、商売が繁盛すれば税金を多く払っていただけるわけですから、おのずから市政の収入財源がプラスされるわけでしょう。だから、商工会だけに任せずに、行政当局がリードして商工会の活性化のために知恵を絞っていただきたい、汗を流していただきたい、そういうことを私は思うからこそ申し上げているわけです。その点についてどのように努力されたか、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 商工業の活性化の件につきましては、平成18年7月に旧穂積町商工会、旧巢南町商工会が合併して瑞穂市商工会として現在に至っておりますが、現在の会員数につきましては、少ないところでは793件ぐらいに落ち込みましたが、先ほど土田議員のお話がありましたみずほプレミアム商品券発行事業を行いまして、市内の事業者に広く参加等を呼びかけまして、市域商工会会員の推進の努力によりまして現在では会員数が889件にまで増加しております。

商工会の対策としましては、製造業の支援策等重要であると考えまして、商工会の補助活動として特別枠予算の創設を行いまして、創業塾に関して、今後の商業・企業活動においてはインターネットの活用における事業の展開は不可欠ということで、ネットビジネスの重要性の研修会を開催したり、ものづくりリーダー養成塾では、生産性向上に対する必要な点についても研修を行う予定をしております。市内の物づくり企業の支援を積極的に推進し、企業の経済力の向上を図り、雇用の創出を図ることが重要と考えておりますので、将来的には東海環状自動車道の西回りルートによる経済効果等によりまして流通産業の導入等も、進出ですね、こういうことも考えながら、瑞穂市の経済にとって重要である事業を展開していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 商工業の活性化と企業誘致、外部監査導入ということで、3点についてお尋ねし、厳しい、聞きにくい質問もいたしました。瑞穂市民を愛するがゆえに厳しい姿勢で申し上げているのであって、堀市長以下、執行部を叱咤激励する意味で申し上げておるのでありまして、しっかりと我が職責を十二分に発揮されまして5万人有余の信託にこたえていただきたいと思います。これをもちまして制限時間になりましたので、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、山田隆義君の質問を終わります。

本日、傍聴者の方、大変傍聴していただき、厚く御礼申し上げます。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 以上で、本日の予定していましたが一般質問はすべて終了しました。

本日はこれで散会をします。

散会 午後5時33分